

人間的観点からの家政学・家庭科の分析

—初等教育における家庭科教育—

宮崎 照子* 藤本 やす* 宇高 京子*

An Analysis of Domestic Science and Homemaking

Viewed from Humanity

—A Study of Homemaking Course by the Elementary Education—

Teruko MIYAZAKI, Yasu FUJIMOTO, Kyoko UDAKA

目 次

緒 言	50
I 戦前の初等教育における家庭科教育	50
II 戦後の初等教育における家庭科教育	52
A 漸定期の初等教育	53
B 新しい「家庭科」としての初等教育	54
1. 第Ⅰ期 成立当時の家庭科	54
2. 第Ⅱ期 確立した家庭科	57
3. 第Ⅲ期 技術教育の家庭科	61
4. 第Ⅳ期 経済成長と家庭科	65
5. 第Ⅴ期 見直しされる家庭科	67
結 語	70
参 考 資 料	71
注・引用文献：参考文献	83

* 東京家政大学生生活科学研究所属員

緒 言

家庭生活に関して学習する教科として、家庭科・家政学が挙げられる。歴史的展望にたつて見ると、明治5年に「学制」が公布されてからの家庭科教育は、江戸末期から明治初期にその基盤を確立した封建的思想によったものであり、戦後の家庭科教育は昭和22年3月に公布された「教育基本法」・「学校教育法」により、戦後の新しい教育の方針が打ち立てられた。4月には義務教育として小学校6年、中学校3年の9年制すなわち6・3制が発足し、その時から、当時の占領下における民主主義による教育が行なわれることとなった。まさに180度の転換であり、この家庭科教育に期待をかけられることとなった。この家庭科教育に関して、戦前は裁縫および家事の二教科を以って、女子教育の特質とし、長い間教育されてきたことは、本研究の第1集、第2集に、それぞれ国定家事教科書、国定裁縫教科書を通してすでに述べた通りである。しかし、戦後における初等教育は「小学校令」により、芸能科家事・芸能科裁縫が統合されて、児童が家庭生活において家族のよき一員となり、幸福な家庭生活を営むことを目標とした新しい家庭科として、男子も女子も共に学習するようになった。今回はこの戦後の新しい家庭科の初等教育がどのようにおこなわれてきたかをさぐり、本研究の究極の目的である「家政学の中心に、人間そのものが実在しうる家政学のあり方について、新しい方向を模索するとともに、そのような家政学を実証的に構築する。」¹⁾という問題にとりくんでゆくための手がかりとするものである。なお、この研究は、総合された家庭科教育について戦前・戦後を通して、「人間が人間らしく生きる」という中心課題との結びつきについて、どのように扱われているのかを考察する。

I 戦前の初等教育における家庭科教育

わが国の初等教育の歴史は、明治5年8月

「学制」が公布されて以来、「家庭科教育」と思われる教科の扱い方が、大きく二つの時代に分けられる。一つは裁縫、または経済・理科の中で随意に扱われてきた時代と、もう一つは国定教科書を用いて必須として扱われてきた時代とである。

明治2年に「府県施政順序」が公布され、その中の一条に「特ニ小学校ヲ設クルコト」とあり、政府が学校設立に意を用いていたのを受けて、明治2年5月に京都市に小学校の設立を見、翌年東京府が寺院内にこれを設け、全国各地に設立の派生を見たが、人数が少なく、設備も乏しく、これまでの寺小屋とは大差がなかった。教育内容は読書、習字、算数、道話などが共通にあげられるが、その他は一定していなかった。

明治5年8月の「学制」により、すべての者が教育を受けなければならないとし、小学校を区分して「尋常小学、女児小学、村落小学とし…」「女児小学ハ尋常小学教科ノ外ニ女子ノ手芸ヲ教フ」²⁾とあって、女児にのみ家庭生活に関する教科の一部を課している。明治5年9月に「小学校教授細則」すなわち、「小学教則」が公布され、教科目および教授法が略説されたが、家庭科に関する教科目はなく、読本読方という科目で片山淳吉著「西洋衣食住」を教科書として用い、家庭生活に関係ある内容の一部が取りあげられている。これは、西洋の衣食住の紹介で、洋服の種類および着用の心得、西洋人の食事の仕方、家具の種類および使い方、身づくろいなどを図によって説明した一種の啓蒙書であり、これは後日の家事科教育の始めと考えられる。

明治12年9月に「学制」が廃止され、新たに「教育令」の制定を見た。就学期を8ケ年とし、地方の状況により4ケ年までは縮少することができることとされた。翌13年の教育令改正に、特に女子のためには裁縫科などの科目を設くべきものとされた³⁾。

明治14年5月の文部省通達「小学校教則綱領」によると小学校は、初等科3ケ年、中等科3ケ

年、高等科2ヶ年とし、中等科において女子のために裁縫を加え、高等科において裁縫の他に経済などにかえ「家事経済の大意」が加えられた⁴⁾。この家事経済を課程表から推測すると、衣食住その他の内容を含む後日の家事科に相当するものと考えられる。裁縫・家事経済の教授は、家庭生活との連携を考え、実生活に役立つことが要請された。

明治19年の「小学校令」によると、尋常・高等の2つに分けられ、各4ヶ年づつとし、高等小学校は裁縫が加えられ「家事経済」についてはふれられていない。

明治24年11月の「小学校教則大綱」に、徳性の涵養が教育上なくてはならないものであり、特に女兒に対しては、貞淑の美德を養うようにと記され、当時の性別に対する教育思想をうかがうことができる。

明治33年8月の「小学校令改正」によると、尋常小学校は4ヶ年、高等小学校は2ヶ年、3ヶ年、または4ヶ年とされ、高等小学校の女兒には裁縫を加え、尋常小学校では随意科目として裁縫を加えることができるとされ、修業年限3ヶ年以上の高等小学校では手工を加えることができた。第3条の国語の項に「女兒ノ学級ニ用フル読本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フベシ」とあり、また第7条の項に「理科ニ於テハ務メテ農事・水産・工業・家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ…」⁵⁾とあり、家庭生活に関するものとして家事という語があげられながら、独立的存在ではなく他教科の一部に内包されての教育が行われてきた。明治40年に初等教育は従来の4ヶ年から6ヶ年となり、高等小学校は2ヶ年とし、3ヶ年とすることができるとされた。これに伴って尋常小学校における裁縫は従来3年より随意科目として加えられていたが、これが3年より必須となった。

教科書は明治33年から大正2年まで検定制であり、大正3年から国定教科書が用いられるようになった。家事に関しては「高等小学家事教科書」が発行された。その2年後に「尋常小学

裁縫教授書」「高等小学裁縫教授書」に、裁縫に関しての教授書として発行される事となった。詳細は、前報生活科学研究所報告第2集を参照されたい。

大正6年の臨時教育会議において、「小学教育ニ於テハ国民道德教育ノ徹底ヲ期シ児童ノ道德的信念ヲ恐固ニシ殊ニ帝国臣民タルノ根基ヲ養フ一層ノ力ヲ用フルノ必要アリ。児童身体ノ健全ナル発達ヲ図ルカ為ニ一層適切ナル方法ヲ講スルノ必要アリ。児童ノ理解ト応用トヲ主トシ不必要ナル記憶ノ為ニ児童ノ心カヲ徒費スルノ弊風ヲ矯正スルノ必要アリ。諸般ノ施設竝ニ教育ノ方法ハ劃一ノ弊ニ陥ルコトナク地方ノ実情ニ適切ナラシムルノ必要アリ。」⁶⁾とあり、それぞれに解説を行なっているが、そこには国体を維持し国光を宣揚するには、欧州大戦の教訓として、身体健全にして体力強健なる事、国民精神を養いなどの語を見出す。これらは世界大戦後における社会情勢に対して特別な意義を持つものといえる。当時は国家主義とデモクラシーの2つの思想があり、デモクラシーの進展にともなって自由教育運動が起こり個性をのばす教育への志向性を見る。大正8年2月に小学校令および施行規則が改正せられた。その中で「高等小学校ノ教科目ハ修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、唱歌、体操トシ女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フ、前項教科目ノ外手工、農業、商業、女兒ノ為ニハ家事ノ一科目又ハ数科目ヲ加フ」とあり、これを随意科目または選択科目とすることができるとされた。それまで理科の中で辛うじて命脈を保っていた家事は、明治19年に削減されて以来、34年ぶりに独立の教科として認められるようになった。又、裁縫は尋常科3年においては省かれることとなった。その後、国民教育の充実に伴い高等小学校の性格に再検討が加えられ、大正15年4月に小学校令および施行規則が改正せられた。すなわち、高等小学校の必須科目に、女兒に対して家事・裁縫を加える事に改め、又手工の中で、手芸をも課することとした。家事・裁縫合わせて毎週4時

間とし、家事は衣食住・看病・育児・一般経済の概要、裁縫は通常の衣類の縫方・繕い方をその内容とした。なお理科との関係および実習を重視して、地方の情況に適切なるを期待した。昭和8年に文部省は「高等小学 家事教科書」を編纂し、11年にかけて、第1学年、第2学年、第3学年の教科書が刊行され、この当時の教科書は1課が2～4時間の配当で課と課の前後の関係はなく、児童の発達や季節に重点がおかれ、児童の興味や学習の発展等には考慮が払われていなかった。又、調理実習に重点が置かれ、その回数は非常に多く、第3学年にいたっては、全学習94時間のうち54時間を調理にあてていた。昭和7年より12年までに文部省は「尋常小学裁縫新教授書」「高等小学裁縫新教授書」(第3学年まで)を発行し、別に教授要目を設けず、教科書を以ってこれに代らせた。教材の選択、配列には児童の心理的要求や生活に即したものなど考慮され、洋服教材を多くとり入れ低学年より課した。なお服装全般の指導を企画したが、単に技術の説明に終始した観がある。戦時体制に入ってから、皇国国民育成のための教育体制強化という観点から、初等教育において最も大きな改革が行なわれた。それは昭和16年3月に「国民学校令」が公布され、小学校は国民学校と改称され、皇国の道に則って国民の基礎的練成をなすことを以ってその目的とされ、課程は初等科6年、高等科2年とし、教科の編制についても大きな改革が加えられ、各科目は、国民科、理数科、体練科、芸能科、実業科に大きく統合せられた。裁縫は初等科4年より芸能科に加えられ、家事は高等科に至って芸能科に加えられた。同日公布された施行規則には教則その他が示されている。(前報、第2集参照)授業時間は、初等科は毎週2時間、高等科は家事・裁縫計5時間で、共に婦徳の涵養に重きを置き、すなわち国に報ゆる道であることの教育を芸能科家事および裁縫において強調された。然し現状において裁縫は依然として技術中心の教育より一歩も出てはいなかったし、家事においても大

きな取扱いの違いはなかった。しかし、この頃文部省より発行せられた教科書「初等科裁縫上下」「高等科裁縫」によると教材が以前の画一的なものと異なり、児童の興味を喚起しうるような身近なものを多くとり入れている所に大きな進歩がみられる。高等科家事教科書も、文部省より、昭和19年に発行され、これを各領域ごとにまとめ、学習の方向がはっきりしてきているが、我が国の家と家事、祭事、敬老が各一課、設けられ、当時の家族制度における家の考え方、祭祀の尊重、老人への孝養が特に注目される。第2学年の食物の所では、団体炊事が加わり、当時の炊き出しに備えての教育が偲ばれるが、同時に生活の社会化へと、新しい方向への示唆が与えられている。

II 戦後の初等教育における家庭科教育

昭和20年8月15日に終戦をむかえ、23日に、「授業再開についての通達」が出され、都会地にあっては45万人余の学童疎開、戦災による校舎の焼失、敗戦後の荒廃混迷等により授業を行なうことができない状況であった。戦後の日本は国土の縮小、生産力の低下、終戦の後処理によるインフレーション、およびデフレ政策のもとで不況にあえいだ経済も、昭和25年朝鮮戦争による戦争景気で持ち直すなどして、その後昭和40年前後には日本経済は新しい技術を取り入れ、設備投資に力を入れ、オートメーション化へ、鉄剛、造船、自動車、電気機器、合成繊維、合成樹脂、石油化学などの工業部門の生産へと躍進的發展を見ることとなり、高度経済成長にもなって国民の生活文化も向上していった。

戦後30年の間、その歩みの中で家庭科という教科は必ずしも安穩で今日に至っているのではなかった。初等教育としての家庭科は新しく男女共通の教科として取り上げられたのである。また、教育課程の内容の改訂が次々に試みられた。

A 漸定期の初等教育

昭和の初頭から一部の識者により指摘されていた家事・裁縫と分科して指導することが不合理であるという問題は、第二次大戦中の学制改革（昭和18年）によって、その独立していた教科が統合されて、青年学校で「家庭科」と改称され、次第にその内容が検討されていった。小学校の家庭科も同様で批判がたかまりつつあった。

また、昭和20年9月15日に出された「新日本建設の教育方針」のはじめにあるように、「文部省デハ戦争終結ニ関スル大詔ノ御趣旨ヲ奉体シテ世界平和ト人類ノ福祉ニ貢献スベキ新日本ノ建設ニ資スルガ為メ従来ノ戦争遂行ノ要請ニ基ク教育施策ヲ一掃シテ文化国家、道義国家建設ノ根基ニ培フ文教諸施策ノ実行ニ努メテキル」⁹⁾と、戦前の初等教育とは一変している。新教育の方針として「……今後ノ教育ハ益々国体ノ護持ニ務ムルト共ニ軍国的思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ設建ヲ目途シテ謙虚反省只管国民ノ教養ヲ深メ科学的思考力ヲ養ヒ平和愛好ノ念ヲ篤クシ智徳ノ一般水準ヲ昂メテ世界ノ進運ニ貢献スルモノタラシメントシテ居ル」⁹⁾とある。さらに、昭和20年10月22日に連合軍最高司令部より終戦連絡中央事務局經由日本帝国政府に対する覚書が「連合軍最高司令部指令日本教育制度ニ対スル管理政策」が出され、この中では、教育内容の批判・検討・改訂・管理等について「(1)軍国主義的及び極端ナル国家主義的イデオロギーノ普及ヲ禁止スルコト、軍事教育ノ学科及び教練ノ凡テ廃止スルコト。(2)議会政治、国際平和、個人ノ権威ノ思想及集会、言論、信教ノ自由ノ如キ基本的人権ノ思想ニ合致スル諸概念ノ教授及実践ノ確立ヲ奨励スルコト」⁹⁾などが示されている。これら教育革命は民主主義・平和主義・人権尊重を三原則とする新憲法がこれまでの家族制度を批判させ、廃止へとすすめていったことはこの覚書でもよくわかる。「個人の尊重と両性の本質的平和」(憲

法第24条)の原則から家族制度を廃止することとなり、いわゆる伝統的家庭科教育の基盤がくつがえされたことになる。10月30日に「教育及び教育関係官ノ調査、除外認可ニ関スル件」という覚書が出され、その管理の問題も制約されたことも影響して、この教育方針が普及されにくかった。昭和21年に文部省は、「新教育の指針—新日本教育の重点」を発表し、今後の女子教育の方針を次のように示している。「日本の家族制度は封建制度の古い残りで、家をもって生活の単位とし、個人は家に属し、家のために拘束せられる。いいかえれば、個人の職業・財産・地位・名誉は、家がにぎっているとして、家長たる男子が家を代表し、女子は他の家族とともにこの家に属する。女子は家によって養われる代りに、家をながく続かせ榮えさせることをもって、その使命としている。そこで女子教育のめあても、おのずから良妻となって家の生活をとのへ、賢母となつてりっぱな子供を生み育てることにおかれるのである。…しかし、これのみが女子教育のめあてであってはならない。女子は妻であり母である前に人である。…人間性の自由な発展が女子についても重んぜられなければならない。…」¹⁰⁾つまり、この新教育の要旨は、男女共修を指示し、女子のみの特殊教科でないことを強調している。これは画期的な変革であった。更に昭和21年3月に来朝した米国使節団の報告書と総司令部民間情報教育局の現地指導とであった。このC・I・E (Civil Information and Education Section) 指導官や、家庭科関係担当の使節らにより、着々と「家庭科教育の指導要領に対する試案」が作成され、「家政学」がホーム・エコノミックス (Home Economics) という形で、その目的・内容等が検討されていった。

昭和21年12月27日には教育刷新委員(審議)会の第1回建議が出され、これに教育の理念および教育基本法に関する事、教育基本法を制定する必要があると認めたこと、がきめられている。その中に「女子教育」が条項にあり、原

則が明示されてある。また「学制」に関する
ことで、ここに6・6・3制があげられている。

このように、漸定期では授業が再開されたもの、大体の目的・指針が指示されているだけであった。そこで新学制検討の研究会・講習会等が開かれて、家庭科教育の実施について、試み段階の授業が多く、困難な問題が続出した時代であった。

B 新しい「家庭科」としての初等教育

昭和22年3月29日に「学校教育法」が公布され、これまでの国民学校は小学校と改称され、新制小学校が発足した。芸能科家事・裁縫は統合され、児童が家庭生活において家族のよき一員となり、幸福な家庭生活を営むことを目標とした「新しい家庭科」として出発しはじめた。昭和22年5月に公布された「学校教育法施行規則」第24条には「小学校の教科は国語、社会、算数、理科、図画工作、家庭及体育を基準とする」とあり、ここで封建主義から民主主義への大きな思想の転換とともに、女子の特殊教育としての裁縫・家事の教育が、Home Economicsとして、家族関係、家庭生活の建設という立場から、男女共修の教科として、また技術中心の教育が、検討され、根本的な改革がなされるようになった。この大きな変革の実施が、次第に存廃問題まで進展して、さらに時代の経過を背景として再認識されるようになった。その推移をみると次の5期に区分することができる。

第Ⅰ期…成立当時の家庭科

昭和22年から昭和25年まで

第Ⅱ期…確立した家庭科

昭和26年から昭和35年まで

第Ⅲ期…技術教育の家庭科

昭和36年から昭和42年まで

第Ⅳ期…経済成長と家庭科

昭和43年から昭和51年まで

第Ⅴ期…見直しされる家庭科

昭和52年から現在まで

1. 第Ⅰ期 成立当時の家庭科

昭和22年5月15日に発行された「学習指導要領 家庭科編（試案）」のはじめのことばの中に、「家庭科すなわち家庭建設の教育は、各人が家庭の有能な一員となり、自分の能力にしたがって、家庭に、社会に貢献できるようにする全教育の一分野である。この教育は家庭内の仕事や家族関係に中心を置き、各人が家庭建設に責任をとることができるようにするのである。……小学校においては、家庭建設という生活経験は、教科課程のうちに必要欠くべからざるものとして取り扱われるべきで、家庭生活の重要性を認識するために、第五、六年において男女共に家庭科を学ぶべきである。これは全生徒の必須科目である。……家庭は社会の基礎単位であるので、次の時代にみんなが平和な生活をするか、戦争を好むか、信頼ある、愛情に富んだ豊かな生活をするか、不安な憎しみに満ちた生活をするかを決定する男女の性格を培っているのである。……成長の自然な段階として、人々が家族間で、互にどんなふるまい方をするかが非常に重要である。そこでこの重要性のために、家庭科の教科目の中に家族関係の研究は必要欠くべからざる課程とすべきで第五、六年に始まる家庭科の中にも必須のものとするべきである。裁縫という科目で、今まで女子のみ与えられていた科目に代わったこの新しい第五、六年の家庭科を今までの古い考え方で考えないように、その目的も内容も、考え方も、今までとは全く違ったものであり、すべて家庭生活を営むことの重要性を基礎にしていることをよく注意すべきである。」¹¹⁾と記されており、新しい「家庭科」の出発の方向と基本問題について、はっきりと示している。つまり、社会の構成単位としての家庭が民主的に建設されるためには一人一人の自覚が大切であることが主張されている。そして「家」そのものについても考え直されてきた。明治・大正時代の家庭科教育で考えられていた「家」は、祖先という遠い過去から、未来の子孫までを含んだ長い連鎖の一環であり、この

「家」を未来永久栄えさせるためには如何にすればよいかを問題にして、現実には生きている人間、一家族一の幸福を考えることは、欧米風の個人主義・文明主義であると排斥していた。この新しい家庭科の出発が、何々家という House のための仕事—裁縫・家事—とは全くちがったもの、Home として生きた人間が尊重され、現実の生活の共同体であるという家庭観の確立にあると考えられ、この「家」の観念の変化に伴って「女性」も位置があらためられることになる。つまり女性も独立した社会人であり、世の中に対して責任をもつような教育が必要であるという家庭科教育の方向がはっきりとした。民主家庭の建設には男女共に同じ権利と義務があり制度化された家ではなく男と女が二人で一つの新しい Home を創り、創造の仕事のつみ重ねを行なうことになる。これは従来の家族関係にみられた男子中心、家長中心というのではなく民主主義の家族関係を重視し、協同、親愛の生活体となる。また、この協同生活体の中で祖先を祭祀し崇拝するという信仰が行われるのは各家庭の自由であるべきであり、さらに良い隣人関係になる努力も民主主義の発展につながる大切な要素となる。

この新しい「家庭科」の推進については文部省が主体となって小学校第五・六学年にそれぞれ3時間毎週課せられ、その指導は具体的なものとして昭和26年までは連合軍とくにアメリカ指導者の助言で進められていった。その指導に当たったのは、総司令部民間情報教育局で、家庭科の担当者は小学校の部は、ミス・ドーフアンであった。C・I・E 指導官により、これまでの日本の家庭科教育に残存していた前近代的な点は卒直に指摘され、その指導と助言により、新しい「家庭科」が成立していった。もちろん、その中には、日本の伝統や美俗とか、現実の問題についても理解の不足や、誤解に基くものなどあって、現在すでに生かされていないものもあり、従来の家庭科の欠陥を鋭くついていた。人生は家庭に始まり、家庭に終わるといっても

過言ではない。家庭生活は人間共通の基本の生活経験であり、生活の基盤であると同時に、人間形成の基礎過程がここにあるといえる。つまり、この家庭生活における経験が将来の日本をつくり出してゆくことになる。

また、資料I に示したように、学習指導要領の第一章には、家庭科の指導目標があげられている。ここで、家庭生活の理解、よい家族関係、各自の責任の自覚などがあげられ、そのために、家庭生活を豊かにし、向上させる常識と技能、科学的な訓練と研究、時間や労力の生かし方などが示され、さらに能率を高め、教養を深めて、隣人から広く社会一般に役立つような奉仕や活動が折りこまれている。

第五・六学年になって、はじめて心身の発達の程度に応じて内容の発展について考えられており、男女共修の必要を強調している。

第二章では、家庭科学習と児童の発達をとりあげて、「第五・六年ではやがて青年期に入ろうとしているが、心身の安定はなお割合保たれて平和な時代であり、現実的なものに関心もち、社会的なものに知識をひろめようとしており、一定の秩序に従って行動するようになり一定の組織における自分の地位を自覚するようになる」これを示して、実施について大人の側ばかり考えて、盛り沢山にならないように一児童の心身の発達と能力と、興味を基礎に一児童の現在の直接の問題を解決しながら、その問題を発展させることに努めている。ここに「女兒はこの年頃になると、何でも早く針をもって、物を縫いたくてたまらない。手指の筋肉運動も相当に発達し、こまかな運針もできるようになる」と書かれてもいる。これは従来の教育の連続ともみられるが、男児に運針をさせよということではなくて、発達と興味の問題であろう。

又、指導内容についても、「家庭科の内容は他の教科と同様、児童の興味、活動、心身の発達、また可能な将来の活動や社会の要求などを考慮に入れて」展開させている。形式は単元形式で、一時的な課程とし、内容は固定させない

で、教師の判断で、地方地方の特殊な環境を考慮して、さらによい計画をたて、新しい単元を作ることが望まれている。これは、他の教科に比較して、教科内容をひろげて改良し、変化をつける機会が与えられている。しかもこの教科内容が従来の調理・裁縫のような手先の器用さ、熟練を基本の目的にするのではなく、家庭や家族生活の最もよい型を求め、それを保ってゆくことにあるとしている。

家庭科が「女子向き」というのでなく人間として必要な普通教科であるという点では、国語や社会科と全く同じであるという考え方を説明している。家庭生活の責任を果すために必要な、能力と態度の養成は、男女共修であるべきだと強調している。このことは逆に家庭科が「女子向き」の教科であった伝統の強さを物語っている。

そして、昭和22年5月ごろから23年にかけて、文部省主催の「中等教育研究集会」とか家庭科協議会あるいは各県主催の「家庭科研究会・講習会」などが開かれて、新しい家庭科のあり方を研究し、その重要性も次第に認められていった。

しかし、家庭科は小学校においては、家庭建設という生活経験をつむためのもので、教科課程に、男女共修でと画期的な教育使命をもって発足したにもかかわらず、実施の経過は、まさに紆余曲折の道程であった。

学習指導要領・家庭論（試案）が早急につくられたために不備の点があり、文部省は刊行直後から改訂の必要を認めて「学習指導要領編集委員会」を設置し、かたわら、ひろく実施状況を調査し、実験学校や研究指定校を通して、教育課程の研究をすすめていた。¹²⁾

「家庭科の成立過程の研究」でも指摘しているように、「教科」組織の中で、家庭科ほど教科理論の薄弱さを示した教科もまたなかったという矛盾が成立過程のうちから内在していたためである。

また、家庭科の学習の段階では、男女共修といたしながら、実践的技能教育、（プラクティカ

ル・アーツ、Practical Arts）としてC・I・Eの指導官に強調されたために、男児には器具の製作修理を学習させ、女児には主として被服・裁縫を学習させる等の、技術指導をする学校が多かったり、男女別学として問題にされたりした。

また、たまたまC・I・Eの指導官が学校視察を行ったときに、まだ新しい教育への取りくみが十分でなかったため、全国をまわってみて各地で家庭科というと大半は裁縫技術の指導であったため、運針の指導では「これは新教育ではない、児童によって酷である」と批判されたという。将来のためというので児童の発達段階もかえりみないで児童の年齢に不相当と思われる裁縫技術を与えるのはどうかと思う」とか、「エチケットが必要であるからといって、一時間中、日本古来の礼法を伝授するのではなく、必要に応じて10分なり20分なり適当な時間をとって指導すべきである」「日本の家庭科の技能面の内容は、製作ものが多いが、小学校の児童には“手入れする”ことの方が適切である。女子に靴下を編む技術を教える前に、靴下の“手入れ”が必要である」などと、感想をのべながら指導した記録が残っている。

その他に、家庭科の教科内容は、他の教科でもできるとか、保護者の側からも、家庭科は、男児には必要ではない、という意見が出たりして、実施の実情からいろいろな批判となつてあらわれたりした。

昭和24年以後は、その教育課程の研究の都度文部省には「教科課程審議会」「教育課程審議会」（略称、教課審）と「教材等調査研究会」（略称、教材等）が設置された。これらの答申に基いて、逐次に教育課程の改訂がすすめられ、「指導要領」と「指導書」が刊行されて家庭科教育は次第に定着していった。

しかし、反対側からの疑問と批判は多く、社会科教育からは、「社会科のねらいが、人間社会の相互関係を調整するための知識・態度・能力の養成を目標とするのであるから、その中に家族関係も含まれ、家庭科は社会科の一分野を

担当するにすぎないから、独立教科として存在の意味はない」という批判がでた。民主主義を負担する家庭科という立場からの疑義といえる。

また、教科において、国語・算数などの主要学科の強化という立場からは、基礎学力の強化のため授業時数の増加を望み、曖昧な家庭科に貴重な時間をとるより、主要教科に充当することが適当であるという主張があった。

その他、世界の主要な国々では、ほとんど小学校に家庭科を課していない。アメリカの一部・西ドイツ・中国（台湾）ぐらいであるとし、中学校が義務教育に延長されたのであるから、家庭科は中学校で課するのが適切である。という立場もあった。

これらの批判や意見に対して、家庭科を存置する立場では、発達とか教育心理学・実技指導の立場からは、「針を持つ」という手技は、小学校五・六年生の年齢時から実施した方がよいという論述もあった。

また、学校教育法の中の小学校の教育目標第三項の「日常生活に必要な衣・食・住・産業等についての基礎的な理解と技能を養うこと」とある衣・食・住についての基礎的な理解と技能の習得は、家庭科を特設しなければ事実上困難であるという立場もあった。

このような事情の中で、昭和25年「初等教育課程審議会」に諮問された事項の中に、「小学校に家庭科を特設することについての適否に関する問題」があった。この諮問に対して、検討が加えられたりした。時には、家庭科教員の立場から、教育の必要性から「単に小学校の問題だけではなく、日本の家庭生活に関することであり、家庭科教育全体の問題として憂慮され、小・中・高・大学教員が一体となり取組まなければならない。」と全国家庭科教育協会（Z・K・K）が立ち上がり、熱心に運動をした。また、小学校家庭科存置のための陳情もなされ、大橋宏、遠藤テイ、も日本の教育において家庭科は重要であると説いている。また、幸なことにその審議会の会長、石三次郎（当時教育大教授）は家

庭科教育の理解者で「生活の安定なくして文化なし」と述べたり、また、学識経験者としての委員である、石山脩平、青木誠四郎（当時東京家政大学長）、西原慶一の家庭科教育に対する非常な理解が示された。これらの力があって翌年1月の審議会の答申にもとづいて、文部省は、従来どおり、第五・六学年に家庭科を特設することとしたが、事情によっては特設しなくてもよいとした。しかし、いずれにしても、小学校における家庭生活の指導は一層強化することになった。

以上のように、第Ⅰ期においては、新しい家庭科が成立したこと、その当時の反省などがやがては、存廃論となって問題となり、初等教育課程審議会において、これを審議し、その結果そのまま存続することに決定したのである。

2. 第Ⅱ期 確立した家庭科

戦後の教育改革の理想にのり切れなかった家庭科が、その弱さと矛盾からぬけようとしながら時代の波に混迷していた時、日本側の関係者とC・I・Eの側の担当官との存廃論が盛んになっていた。日本側は、「日本の家庭の民主化には、家庭科を特設して、民主的な家庭建設者の育成をしなければならない。そのためには、小学校の特設化も必要である」と主張し、折からC・I・Eの担当官のドノヴァンや、小学校家庭科の担当官ミセス・ヤーディ等の廃止論をふりきって、家庭科を教科として位置づけることになった。それは、昭和26年7月の学習指導要領の改訂であり、その教科内容は、「家庭生活についての指導は、入学の当初より必要である。おそらく各教科の学習や教科以外の活動のあらゆる場合に、家庭生活についての指導が行われるであろうし、また行うように努めなければならないであろう。しかし小学校五年・六年ころになれば、家庭生活についての理解も深まり、家庭的な実技に必要な児童の巧緻運動も、相当に発達するし、児童もまたこれについて興味を持つようになる。したがって五・六年の段階に

おいては、家庭生活についての指導のために特別な時間を設ける必要が起るであろう。そうはいっても五・六年に指導せられる家庭科においては、高度の技術や複雑な仕事を要求することは、適当ではない。これらの技能や経験は、すべて初歩的なものに限られるべきであろう。また小学校の段階においては、学習経験は男女に共通であることが望ましい。最初から男女を区別して指導しなければならないような高度の技能は中学校に譲るべきである。この意味からいって従来の家庭科の内容は、大いに改善される必要があろう。」¹³⁾と記されている。これによって小学校家庭科としての当面の課題がここでやっと高学年段階での家庭科の特設として獲得することにより解決した。小学校の配当時間は、第五・六学年では、1年間の総時数が1050時間で、そのうち20～25%が「主として表現活動を発展させる教科(音楽・図画工作・家庭科など)があてられ、1年間の授業時数を35週とすると、家庭科は2～2.5時間となる。

このように家庭科の特設はきまっても、C・I・Eの指導官、ミセス・ヤーディらは反対なので、この学習指導要領の一般編の改訂では、特設化とその位置づけを示したのみにとどまり、家庭科の指導要領は作らなかったのである。そして、家庭科については、「小学校における家庭生活指導の手びき」を参照するようにしている。前回の昭和22年度の学習指導要領が試案であって、行政的な拘束力はないとはいえ、変則的な扱いであった。

この「小学校における家庭生活指導の手びき」は、家庭科を教科として、特設する場合でも、しない場合でも、文部省では、小学校における家庭生活指導の必要性は認めており、これは、小学校の全学年にわたって示す方がよいと考えていた。

そこで昭和25年8月に「小学校家庭委員会」を設置し、その検討の結果、11月にこの「手びき」を編集・刊行したのである。これも当時のC・I・Eの家庭科廃止論の緩和対策の一つであ

ったともいえる。その「まえがき」には、「幼稚園教育の重要性にかんがみ、この(手びき)には、5歳の幼稚園児についてもあわせ考えることにした。小学校家庭委員会は前後38回にわたって会合し、わが国の幼稚園や小学校における家庭生活指導の現状を調査したり内外の報告や文献を参考にしたりして、まったく、自由な新しい立場で、この手びきの編集にあたった。しかし、この仕事は、決して容易なことではなかったし、現在でも、なお、将来の研究にその解決を期待しなければならない、かずかずの問題を残している。」¹⁴⁾と書かれてある。この内容は、家庭生活に関する教育については、「家庭生活指導」と「家庭科」としている。家庭生活指導は小学校の全教科の中で行い、家庭科は従来どおり、第五・六年において特設する。

小学校家庭生活の手引については、C・I・Eの指導官ミセス・ヤーディも賛成であった。この第一章には、小学校において、子供の家庭生活指導することが、なぜ必要であるかについてとりあげ、家庭は子供が民主的生活を経験する最初の社会であること、民主社会の単位としての家庭を建設するためには、学校教育も社会教育も援助が必要であること、しかも、家庭の民主化の途上にある現状では、小学校で子供の家庭生活について指導しなければならないと説明されている。対象は家庭生活指導全般にわたっているので、幼児から含まれており、目標の中味も習慣的なものや態度が重視され、技能はあまり深く追及しないようになっている。

第四章にあげてある経験や活動例は、
 ・家族の一員、
 ・身なり、
 ・食事、
 ・すまい、
 ・時間・労働・金銭・物のつかい方、
 ・植物や動物の世話、
 ・不時のできごとに対する予防と処置、
 ・レクリエーションなどである。
 このうち、家族の一員、植物や動物の世話、レクリエーションは古い家庭科にはない全く新しい分野である。

全体として、アメリカ的発想が随所にみられるが、民主的な人間関係を幼児の、幼稚園5歳

児から、小学1年～6年までと全学的に段階をふんで展開させていることは、これまでの家庭生活に関する指導とは格別のものであった。文部省ではこの実施について、「小学校における家庭生活指導の実際例」を編纂し、昭和30年に出版している。

また、「家庭生活指導と家庭科での技術との関係」「家族の一員としての家庭科と社会科との関係」「植物・動物の世話と理科・家庭工作との関係」が明確でないと批判されている。

実施についてみると、実施の方針が曖昧なので現場では混乱がおり、教科が特設されたとはいえ、内容も自由で、系統だったものでなく、教材内容も指示がなかったので、家庭科の実施も困惑の中にあった。そこで家庭生活指導を全教科の中で行うよりも、家庭科の時間の中で実施したり、家庭的実技はわざと、理科や図画工作の中からはぶいて、教科の指導体系の混乱を防いだりしていた。

また、家庭科として特設しない場合は、他の教科でこの内容を含めて実施しなければならぬのに、全然とりあげなくてよいと解釈したり、手びきという名なので家庭科自体が消滅して、家庭生活指導一本に改正されたものと誤解したり、第一学年から第四学年までが、家庭生活指導で、第五・六学年が家庭科だと感じがいたり、特設時間を第一学年から設けて指導するという行きすぎもあった。

一方、手びきが不確実というので、自主的に研究グループを作ったり、男教師や校長も家庭生活指導に参加したり、研究連盟を作って自発的に研究したり、取りくみが真剣にみられた。教師については、担任が当たってもよいことになっていたのに、教科についての扱いは変化に富み、工夫を十分生かしている一方、専任者がいないので、なおざりになっている面もあった。設備も、特別教室がなかったり、不十分であったり、問題があった。

この学習内容については、資料Ⅱにあるように、理解・態度・能力技能・習慣について、

一般目標・各学年の目標を示している。

家庭生活指導の内容がはっきりしている反面、家庭科の性格がはっきりせず、文部省では、「家庭生活指導の指導主事連絡協議会」を開催して、主として家庭科の性格について検討するように提案していた。これにより学習内容も大体の輪郭が明らかになってきている。これによると、「家庭科とは五・六年における家庭生活指導内容のうち、特に家族関係の理解、および家庭生活を成り立たせる基本的な技能、すなわち衣食住等に関する初歩的な技能を習得し、家庭生活の向上を目指す教科である。」と意見が一致した。これらの内容を区分すると、家族関係と生活管理・衣・食・住の四つに分けられ、これらは、別々に指導するのではなく、児童の生活の経験や活動を通して指導することが望ましいとされている。

いずれにしても、手びきや一般編の学習指導要領ではなく、家庭科の学習指導要領や教科書を出してほしいという要望が高くなってきていた。

この実情にさらに問題を加えたのは、社会的背景であった。この時期は朝鮮動乱があり、これが一方では特需景気を生み出し、敗戦後の経済復興にははずみをつけたが、政治的には、それまでの C・I・E の民主化政策を転換させてしまい、「政令改正諮問委員会答申」（昭和26年11月）で教育の民主化を日本の国情に適合するように修正するよう指摘を受けた。

いわゆる教育二法、新教育委員会の成立、学習指導要領の拘束性、教科書検定の強化、歴史教育・道徳教育問題などである。このような状況の変貌は戦後の教育改革の中で、社会科と並んで最も民主化の期待を集めた教科だけに、その意欲をそぐ要因となったことは否定できない。しかし、いずれにしても新設された小学校家庭科の直面した課題は家庭科を教科として位置づけることにあった。

昭和27年頃より、小学校の家庭科の目標や内容領域等が、指導主事、大学教官、文部省等の

関係者により討議され、昭和29年10月「小学校家庭科学学習指導要領編集委員会」設置となり、昭和31年「小学校学習指導要領家庭科編」が編集された。

この間に、家庭科は教科としての性格をもつものであるから、教科独自の目標・内容を的確にすべきであるという立場から、「教材等調査研究会、小学校家庭科部会」が組織された。これらの努力も改訂に貢献している。この経過は、小学校学習指導要領の家庭科編のまがきに改訂について、「昭和22年度に作成された「学習指導要領家庭科編」の家庭科が実施されて以来、家庭科について、いろいろの意見がでてきたので、文部省では、そのつど、手びき書や指導書を刊行し、必要な示唆を与えてきた。しかしその後の研究や調査によって、これまでの学習指導要領の不備な点や、実情にそぐわない点が明らかになったので、教材等調査研究会の協力を得て改訂を行なったものである」とのべている。そして、これは小学校家庭科の指導を計画し、実施する基準として示されたものとして、昭和31年度から実施することになった。

その目標は、資料Ⅲの通りである。

今回の改訂の要は次の二点である。

①小学校家庭科の目標をいっそう明確にして小学校教育における家庭科の位置や性格をはっきりさせた。

②小学校家庭科で取り扱うべき指導の内容を5つの分野に整理し、さらにそれぞれの内容について具体的に指導の要点を示した。

また、この学習指導要領は、昭和22年度に作成された、その小学校に関する部分を改訂したものである。

そして、各学校では、家庭科の指導計画を作成する場合、改訂の趣旨を十分に生かして、指導を徹底するように明示している。

第1章に小学校家庭科の意義として、小学校教育の目標が、学校教育法第17条の「心身の発達に応じて、初等普通教育を施す」という目的で出発し、その実現のために第18条に掲げられ

ている8つの目標のうち、中でも3つの目標が密接な関係が特に家庭科の指導にかかっているとされている。すなわち、

1. 学校内外の社会生活の経験に基き、人間相互の関係について、正しい理解と協同、自主および自律の精神を養うこと。

3. 日常生活に必要な衣・食・住・産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

7. 健康安全で、幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること。

この家庭科では、家庭における親子・兄弟姉妹などの家族相互の正しいあり方を理解させ、進んで敬愛・信頼・感謝・協同というような精神や態度を養い、家族の一員として家庭生活を自律的に営ませようとするものであり、教科としては家庭において日常経験する衣食住の生活について基礎的な理解をもたせ、技能を習得させ、健康で幸福な家庭生活を営ませようとするものである。

そこで家庭科は女兒だけに裁縫や調理の技能を機械的に授けようとするのではなく、男女の児童が、ともに家庭生活の重要な意味を理解し、家族の一員として、家庭生活に適應する面と児童なりにこれを改善する面とで、どのように行動したらよいかについて指導するように述べられている。

また小学校家庭科が第五・六学年に設けられている理由をはっきりとあげて、「児童にとっては家庭での生活は、生活領域の大きなものを占め、この家庭生活に必要な指導は、学校生活のあらゆる機会において習慣づけられ、児童の発達に応じて系統的、総合的指導が必要となってくる。」¹⁵⁾と記している。この指導をいつからはじめたらよいかは、①自己の経験する諸事象を論理的に追及したり、その因果関係を分析したり、適切な発達をくたすことができる発達段階に達していること。②系統的に理解し、練習する家庭生活の技能の習得に耐える手指の巧緻性の発達をみるのは満10歳ごろであること。③系統的、全体的理解や技能のために、或程度他

の教科で学習した基礎的な理解や技能の総合的、応用的な能力を必要とするので、小学校の第五学年から課せられている。」としてある。

これは、小学校の家庭科が、男女共修であることという問題とともに、高等な技術や、複雑な仕事をするのではなく、民主家庭建設の初歩的な技術を習得するだけで十分であるとしている。

小学校における家庭科と他の教科との関係は、ある場合は、他の教科で学習したことを基礎にして、さらに家庭科において、それを応用的に扱うという関係となり、ある場合には他の教科で得た理解を、さらに家庭科で深めてゆくという関係になり、また、ある場合には、家庭科で養われた理解や能力が他の教科の学習に役だつというような関係となることもある。しかし、第五学年から置かれているので、それまでに学習した他の教科との関連を考える必要があるし、また、中学校の職業・家庭科との関係もじゅうぶん考慮しなければならない。

指導内容としては、

・家族関係—家庭の生活、家庭の人々、家庭の交際

・生活管理—合理的な生活、労力と休養、時間の尊重、物資の尊重と活用、金銭の使い方

・被服—被服と生活、衣服の着方、手入れと保存、洗たく、作り方

・食物—食物と栄養、食事の仕度と後片付、食事の仕方

・住居—住居と生活、清掃、せいとんと美化、健康なすまい方

などがあげられ、学年指定はされていない。この5つの分野が独立しているのではなく、家庭生活において、相互に密接に関連し合っている。したがって、この5つの分野を順を追って指導するものではなく、おのおの独立して指導するものでもない。特に、被服・食物・住居の3つの分野の指導には、家庭生活の全般にわたる家族関係や生活管理の指導と関連づけて指導することがたいせつであるとしている。

この学習指導要領は昭和32年度から実施されたが、このあと昭和33年に改訂された。この改訂学習指導要領は昭和35年実施となっているので、わずか3年で終わっている。

しかし、小学校家庭科はこれにより、今迄の「手びき」から、「家庭科」として教科課程に位置づけられた。表面は目新しい変化はないようだが、手びきにある民主的家族生活はうすれて、その底には、中学校の技術・家庭や高校の保育・家庭のように、昔の家事・裁縫に逆もどりするきざしもあらわされてきていた。

このことは、家庭科の位置づけがされた反面家族への感謝や、敬愛の程度に家族関係がとり扱われて、憲法24条の精神による家族制度への改革が伏せられてゆくことへの批判として、反対側の攻撃の原因となってくる。

以上のように、第Ⅱ期においては、教科としての「家庭科」が確立し、新しい出発をみることになった。平和とか、民主的とかという発想よりも、相互関係、敬愛、信頼、協同などの家族関係、合理生活への工夫へと性格を変えてきた時期でもあった。

しかし、それでも小学校のみが一番長く家族や家庭生活についての認識や理解をその第一の教科目標とし、また、なにはともあれ共学の礎を今日に至るまで残すことができたのは意義あることであったと思われる。

3. 第Ⅲ期 技術教育の家庭科

昭和31年度から、小・中学校教育課程の全面的改訂がとりあげられ、31年度および32年度に開催された教育課程審議会の3年間にわたる、審議結果をまとめた「小・中学校教育課程の改善について」の答申が出された。その内容は米・ソ二大陣営の対立という国際関係の中にあって、ようやく力を蓄えてきた経済界からの教育要求が色濃く反映されている。

教育への社会背景が、日米安保体制のもとに、アメリカへの従属を強いられつつも、戦後10年をすぎて、やっと自前で歩く見通しのついた企

業にとっては、自主的な技術開発は必須の要求であったし、丁度その折のベビーブームによるふくらんだ児童人口を有能な生産人として教育することは、将来の経済発展の見通しから、必要であった。戦争の空白から、又、作れば売れるという特需から、国際競争に遅れをとらないためにも、生産と技術の革新が迫られてきた時代であった。折から人工衛星打ち上げ、米ソの科学技術競争も、世界中の科学技術熱をかきたてた。我が国でもこの頃は、通産省発表の主要生産物指数からみても、技術の改革がさかんにすすめられていた。中学校の家庭科が「職業・家庭科」から「技術・家庭科」とあらためられたのも、この頃の生産主義教育が、男女の役割と分担を土台にした職業訓練的性格のものにしてきたものといえる。

小学校の家庭科は、それほど直接には影響を受けていないとはいえ、経済成長と生活革新をふまえている。さきの答申の基本方針としても、「最近における文化・科学・産業などの急速な進展に即応して、国民生活の向上を図り、かつ、独立国家として国際社会に新しい地歩を確保するためには、国民の教育水準を一段と高めなければならない。……特に、道徳教育の徹底、基礎学力の充実および科学技術教育の向上を図ることを主眼とし、中学校においては、さらに必要あるものに対しては、職業または家庭に関する教育を強化する。」としている。

また昭和33年7月に文部省から出された「小学校・中学校学習指導要領各教科改訂案の概要」に示されたもののうち小学校家庭科に関しては、改訂の基本方針としては、次の二点がある。

a 指導内容を精選して日常生活に必要な衣食住などに関する生活技能とし、実践的な学習を中心とするようにした。

b 第五・六学年の男女児童に共通に課することを原則としたが、一部の教材については、性別により、その取扱いを考慮した。

ほかに、改訂の要点として、基本方針とは別に

比較的具体的な改訂の内容について重点的に次のように示している。

a 目標と内容の示し方は、現行は五、六学年を一括して示してあるが、改訂案においては、各学年別に示して、これらを明確にした。

b 内容の領域については、現行は家族関係、生活管理、被服、食物、住居の5つに分けて示しているが、改訂案においては、被服、食物、すまい、家庭の4領域として示すことにした。

c 現行の家族関係の領域中に含まれている傷の手当、かかりやすい病気の予防や処置などの内容を体育科に移した。

などがある。

この改訂案は、これまでの懸案であった、「目標と内容を明確に」という問題を解決している。昭和22年の学習指導要領では、五・六年別に目標や内容が示されていたが、昭和26年の手びきでは、家庭科そのものの目標・内容は明示されていなかった。昭和31年の改訂で、ようやく家庭科として、目標・内容が示され、位置づけられたのであったが、学年別は示されていなかった。しかし、昭和33年には学年別の明示がなされたのである。家族関係や生活管理の内容については広範囲にわたっていたので、それだけをとり出して扱うよりは、衣食住の内容と結びつけて指導するほうが効果的であり、また、体育科へ健康と安全教材が、五、六年で集中的に扱われるようになった。以上のような基本方針と要点からみると、家庭科においては、本質的な変化は見当たらない。

このような改訂案の概要が示されたのち、昭和33年10月に小学校学習指導要領が告示された。それによると、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育の各教科に、道徳、特別教育活動、および学校行事とから教科がなっている。

その第一章、総則の中に教科課程の編成について示され、さらに「各学校では、地域や学校の実態を考慮し、児童の発達段階や経験に即応して、適切な教育課程を編成するものとする。」

となって、一般の方針が示されている。

授業時数の配当は、家庭科は、年間授業日数を35週とし、毎週2時間、70時間となっている。

その次には、各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等の指導を能率的、効果的にするための注意点として、(1) 児童の発達段階や経験を理解すること。(2) 学習の目標をじゅうぶんはあくさせること。(3) 児童の興味や関心を重んじ、自主的、自発的な学習をするように導くこと。(4) 児童の個人差に留意して指導し、それぞれの児童の個性や能力をできるだけ伸ばすようにすること。(5) 学級における好ましい人間関係を育て、教室内外の整とんや美化に努めるなど、学習環境を整えるようにすること。(6) 教科書その他の教材・教具などについて常に研究し、その活用に努めること。また学校図書館の資料や視聴覚教材等については、これを精選して活用するようにすること。(7) 指導の成果を絶えず評価し、指導の改善に努めることと示されている。

第二章からは各教科の目標に各学年の目標および内容、指導計画作成および学習指導の方針があげられている。第7節、家庭科の目標は、資料Ⅳの通りである。新目標と旧目標との違いは、単に文章、表現形式の難易とか、分量の相違だけでなく、改訂の基本方針に即している。最初に家庭科としての中核的性格を明らかにし、次に家庭生活の合理化を、そして、衣食住の生活に合理性とともにうるおいをもたせる能力の必要を意図している。これまでのものが、あまりに幅がひろすぎ、とかく孤立して扱われてしまうおそれがあった家庭生活を、はっきり衣食住を通して限定している。

従来のものは「家庭生活の機能や意義の理解」「家庭における人間関係への適応や人間尊重」など家庭の民主化を衣食住の合理化に優先する目標としてかかげ、家庭技能の位置づけも「家庭生活についての理解を背景として」¹⁰⁾ 習得するようにとらえることが記述されているのに対して今回のものは目標項目の順位が逆転してい

る、すなわち、実用的な衣食住の知識技能の習得がこの教科の主目標であることがあきらかになった。

学年別指導目標についても、33年の改訂の大きな変化としては、五年と六年とに分けて、いわゆる学年目標を示し、内容を区分した点である。具体的には、第五学年は、主として家族の一員としての立場から考え、第六学年は、主として家族の協力生活の立場からの考えである。これは厳密な区別ではないが、内容がはっきりとしてきたことは改訂の方針にあっていいる。衣食住に関する技能については、初歩的基礎的なものから、次第に発展し、中学校の技術・家庭に連らなるように、その基礎を培うように留意されている。

他教科との関連については、家庭科が「家庭生活」を基礎として成立する教科である限り、他の教科の学習と深い関係をもつことは当然であるがしかし、あまりにも多くのものを包含するというはその性格が曖昧になるので、33年の改訂ではとくに他教科との関係をはっきりと示している。社会科とは、特に曖昧になり勝ちであったので目標・内容を区別し、家庭における人間関係は、衣食住の理解や技能を通してするように、日常の實踐に導くようにし、五年生からは、それまでの社会科の学習の成果を十分に活用することに努めている。

理科との関係は、特に深く、改訂以来理科の従来の教材が一部家庭科に移されている。これまでの理科は、「生活理科」の考えが濃厚であったが、改訂により、家庭科の学習の基礎となる事項をとりあげることをたてまえにして実際の応用を家庭科で行うことになったので、これまでの、衣食住に関する健康教育は、家庭科で扱い、算数科との関係は、従来の小づかい帳のつけ方も生活への適応として、家庭科で指導することになり、将来家計簿への発展として扱うようにした。

図画工作との関係も、家庭工作をとおして技能や観察、表現についての基礎的な学習を図画

工作科で行い、それを生活面に適応させることを家庭科で扱うことになった。ことに糸、布、針を用いての工作は家庭科独自の領域として、家庭科で扱うことになった。

体育科との関係も、従来の病人の看護や傷の手当の学習は簡単ながら家庭科で扱っていたが、家庭科が衣食住の技能を扱うことを中心にするようになったことと、体育科が保健の知識・技能を与えることになったものが関連して、これは第六学年体育科で学習することとし、家庭科からは削除された。

道徳とは、他の教科以上に関係があることは、家庭生活の実践をめざすうえに、人間関係の理解だけでなく、衣食住を通してのあらゆる生活行動が、道徳形成に必要であり、実践ということから関係が深いのが、別に教科としてたてられると、重複は問題となってくる。このように他の教科との学習内容からみると、児童自身の能力開発というよりも、技術革新、生活革新を推進する経済的見地からの要請へという芽生えがうかがえる。

家庭科の内容についてみると、「あとがき」にあるように、「被服・食物・すまいなどに關する初歩的、基礎的な知識・技能の習得」が指導すべき中心的なねらいで、次いで、これらを通して、「生活を合理的に処理し」「健康でうるおいのある楽しい家庭生活を創意くふうする態度や能力を養う」その根底に「家庭生活の意義の理解、家族の一員としての態度を養う」とあって、実用的な衣食住の知識・技能の習得が、この教科の内容であることがわかる。

指導については、① 戦後はじめて出来た教科であること。② 22年に中学と一緒にになって学習指導要領ができたものの、それがよく消化されないうちに家庭科の特設についての論議がおきたこと。③ 26年に全面的な学習指導要領の改訂が行われたとき、家庭科の学習指導要領ができなかったこと。④ 26年に出た手びきが、家庭生活指導と、家庭科との区別をはっきりさせなかったこと。⑤ 家庭科が第五・六学年だ

けの教科で全般に関心をもつ教師も少なかったこと。⑥ 家庭科の設備、施設が充実されなかったこと等が原因で立ち遅れがあった。

そして家庭科の生活技能の習得は、基礎学力の充実の問題とからんで、技術の習得ということで練習を反復させ効果を出さねばならぬので、時間を有効に使う、技術練習をする工夫がおこなわれ運針の練習のよい研究になって、単に伝統的な技能にとらわれなくて、より合理的な技能の習得の指導が行なわれてきた。

指導内容についても、学年別に指定があり、項目も細目にわたって箇条書になり、よみとりやすく、題材も限定されるなど整理はされているが、第五学年の内容は、

A被服——身なりの整え方を理解させ、簡単な被服の修理ができるようにする。衛生的な被服の着方を理解させ、簡単な洗たくができるようにする。簡単な被服の手入れや、しまつのしかたができるようにする。布と糸や針を用いて、日常用いる台ふきおよび袋類をつくらせる。

B食物——日常の食事のぜんだてやあとかたづけのしかたを理解させ、進んでそれらを実行するようにさせる。食物の栄養について理解させる。野菜の生食、ゆで卵、青菜の油いためなどの簡単な調理を実習させる。日常の食事作法を身につけさせる。

Cすまい——すまいの清掃の正しいしかたを理解させ、簡単なそうじ用品を作らせ、進んで清掃を実行するようにさせる。すまいの整理・整頓のしかたを理解させ、実践させるようにする。

D家庭——家族の一員としての自分の役割を認識させて、責任を果すようにさせる。応接や訪問のしかたができるようにする。

第六学年の内容は、

A被服——目的に応じた被服の着方ができるようにする。被服の日常の手入れについて、繕い、洗たく、アイロンかけなどができるようにし、また保存のしかたを理解させる。自分の被服生活を計画的にするようにさせる。カバー類、ま

たは前かけのような簡単な被服や布・糸を利用して日用品をくふうして作らせる。

B食物——栄養的な食物の取り方を理解させる。ごはん、みそしる、目玉焼、こふきいも、サンドイッチ程度の簡単な日常食の調理を実習させる。日常の食事作法や会食のしかたを身につけさせる。

Cすまい——すまいの各場所のはたらきを理解させ、健康的なすまい方をくふうさせる。調和のある楽しいすまい方をくふうさせる。

D家庭——合理的な生活について考えさせ、これを実践しようとさせる。

このような具体的なものをみると、たしかに、他教科との重複をさけ、4領域になり「目的と内容を明確に」となっているが、技能・技術が中心となっていて、家族関係はほとんど姿を消している。

指導計画や学習の評価についても、実践的教科としての特性上、理解の程度を深めることよりも、応用技能に重点がおかれている。

また社会の状況が、技術の革新、生産の合理化、高度経済成長へと進んでいるのを反映して、生産への近代化に教育が準備されていることが、うかがえる。これは、昭和30年代後半の産業界の動きに左右されるきざしで、一段と技術傾向がつよまり、男女別の学習が強調され、経済合理主義につれて、人間不在となり教育が人間そのものを対象としている以上、この風潮はやがて、人間尊重という立場から、現場の教師を中心とする、この期の教育についての批判がもり上ってくる。当時、その推進力となったのは、日教組の「教育研究集会」であった。資本主義的合理主義に反発して出発したとはいえ、この研究集会は、人間の尊重を強く叫んでいた。ここに、家庭科分科会が設けられたのは、昭和32年であり、この年から「新指導要領の技能重視を否定する意見」がでて「人間関係や生活課題の打開を重視すべきである」と強調された。そして、人としての生活にたった教育実践—自主編成—の努力がその後も一貫して続けられてい

る。

その後、昭和35年に「小学校家庭指導書」が刊行され、昭和36年に「家庭科教科書」が使用されて、家庭科の内容と形式が整備されてきた。

教科書については、資料Ⅶ、資料Ⅷ、資料Ⅸ、資料Ⅹにあるので参照されたい。

教材の選択も内容も明確になったので、家庭科が安定してきたことは、この期の収穫である。

4. 第Ⅳ期 経済成長と家庭科

この時期は教育の問題が経済・労働政策、婦人、児童、国民生活などの諸施策とかかわって、多方面からの関心を集めた時期であった。昭和38年経済審議会は、「経済発展における人的能力開発の課題と対策」についてを答申し、経済発展の立場に立った“人づくり”構想であった。戦後の教育で機会均等とレベルアップは進んだが画一的で「多様な人間の能力や適性を効率的に伸長」させていないと指摘し、「教育における能力主義の徹底」と主張し、即戦力となる労働者の育成が重要であるとし、したがって不適性な者まで大学に進む必要はない。労働力こそが経済成長の決定的要素であるとし、労働力不足を食い止め人的資源を確保するための施策を構想している。この答申は後でふれる中教審答申とならんで40年代以降の労働、婦人、家庭、児童政策などの基調になった。

昭和40年に発足した教育課程審議会への諮問に対して、時の中村文相が、挨拶している中に、「人間形成のうえから教育課程全体として、統一と調和がはかられているかどうか検討する必要がある……知識・技能の習得という面のみならず、道徳性のかん養、情操教育の陶冶、健康の増進、体力の育成などの面で学校教育に欠けているものがないかどうか反省の必要がある……国民的自覚をもち、みずからの責務や使命を勇気をもって遂行する国民の育成が肝要である」とある。この記録からも当時の状況がうかがえる。

昭和42年の小学校の「教育課程の改善につい

て」の答申内容でも、道徳主義、国家主義の立場を強めている。

46年中、教育審議会の「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」の中で解決されている。それは「能力・進路・特性に応じて多様な教育コースにふりわけ、時代の進展に見合う教育内容に改める。しつけや道徳教育によって、現状適応の人間形成をはかる。」という基本理念で貫かれた。

小学校の学習指導要領は、昭和43年に改訂されたが、それにさきだって42年に教育課程審議会より、改訂の基本方針が出され、それによると、「国民の生活や文化の向上、社会情勢のめざましい進展」と「国際的地位の向上」に対処できることを課題として、改善の主なものは、(1) 日常生活に必要な基礎知識・技能の習得と自然や社会および文化についての理解。(2) 強健な身体と体力。(3) 正しい判断力や創造性、豊かな情操、強い意志。(4) 家庭・社会および国家についての理解と愛情、責任感と協力、国際理解等を養うこと。」と並べている。

前回の改訂に比較して、生活と文化、身体、情操、愛情、などの記述が多くなっている。

同じ基本方針の中での家庭科教育についての相異点をまとめると、

「① 小学校の答申を独立させたこと（前回は小・中学校をひとまとめにして記述した）
② 表現を具体的かつ平易、くわしくした。
③ 新しく「技能の習得」「家族の一員としての協力、よりよくしようとする態度」などをあげ目標を明確にした。④ 内容精選の視点として「時代の進展に即応しうるような基礎的内容」を加え、「機械、器具」を取り上げて「心身の発達に即した基本的なものを取り上げる」よう示した。⑤ 他教科との関連、中学校との関連の項を別に設けた」等である。

この基本方針により改訂されたのが、昭和43年の小学校学習指導要領である。

第一章総則の第1、教育課程一般をみると、「学校においては、児童の人間としての調和の

とれた育成を目ざして地域や学校の実態および児童の心身の発達段階と特性をじゅうぶん考慮して、適切な教育課程を編成するものとする」¹⁷⁾とあり、教科についても、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭および体育の各教科と、道徳ならびに特別活動となっている。毎週の授業時数も、年間240日以上授業で週にすると35週なので資料XIIのように、毎週2時間となる。

以上のほか、(1)児童の興味や関心を重んじ、自主的、自発的な学習をするように、(2)教師と児童および児童相互の人間関係を深めるとともに日常生活の基本的行動様式の指導の徹底をはかる。(3)指導の効率を高めるため、教師の特性を生かすとともに、教師の協力的な指導がおこなわれるようくふうするなど配慮されている。

第二章、各教科のうち第7節、家庭科の目標は、資料Vの通りである。家庭科のうち改訂された主な部分をまとめると ① 目標が実用的な技能習得から「家庭生活の意義の理解と協力態度の養成」とかわり、技能習得はこのための手段として位置づけられた。② 教材が近代化され、電気機器などが取り上げられた。③ 生活に結びつけることを省いて、いわゆる基本的な事項について、わかる、考える、くふうする、ことを重視した。④ 教科の位置づけ、教科構造などについての変更はないなどである。しかし、この生活との結びつけを省いてしまったのは、家庭科の場合は「生活の理解」にはならないわけで、技術の習得が合理的であっても、現実の生活には役立たない。

また、技能教材が画一的に決められていて、各地の家庭生活、児童の生活実態が無視されているという問題も解決されていない。家庭科指導の上で児童に、生活に対する認識をさせる必要があるので、このことは次期に問題となる点である。

以上のように、第IV期においては、技術改新時代の消費材の商品化や、家事労働や余暇の企業への転換が、家事労働を省略していったが、

それと同時に家計支出が膨大となって、ますます共稼ぎ家庭、鍵っ子を作ることになった。また、石油化学製品による公害問題とか、次々と出廻る新製品の知識や取扱いについてなど、家庭科の指導内容は複雑になるばかりで、教育問題が国民の政治争点の一つになってきて、自主的な教育研究や運動に発展していった。産業教育研究連盟もその一つである。ほかに、41年には家庭科教育研究者連盟が発足し、46年には、大学家庭科教育研究会が組織されている。国の家庭科教育に対して、真に、人間としての児童の立場に立った家庭科教育をつくり出そうとする運動が高まっていった時期であった。

5. 第V期 見直しされる家庭科

昭和40年代のはじめは、高度経済成長の政策のもとで、「能力主義教育」がおしすすめられたため、家庭科の女子必須という意見も出て、これまでの家庭生活への建設は男女の別はないという問題さえもゆがめられてきている。この問題は、40年代後半になると顕著になり、「授業についてゆけない子」「わからない子」「学校ぎらいの子」「体力のない子」「非行にはしる子」「精神的・肉体的病気の子」……自殺までおきて、国民から多くの批判を教育に投げかけてきた。「落ちこぼれ、受験地獄、教育の荒唐」などの流行語も毎日のように聞かれた。そして、国民の関心が教育によせられ、教師自身にも反省があらわれ、児童の人間尊重の立場から、児童の心身の円満な成長をねがう立場から、自主的な教育の研究・実践が急速にすすめられ、これまでの教育の手直しを必要に迫られていった。

昭和48年11月、教育課程審議会は、「教育課程改善について」の諮問にもとづいて審議を開始して、51年12月に、「ゆとりある、しかも充実した教育」を目ざした「審議のまとめ」を答申した。一方、日教組でも昭和45年12月に「教育制度検討委員会」を、49年9月に「教育課程検討委員会」を発足させ、教育の建て直しに努

め、51年5月に、「わかる授業、楽しい学校」づくりを目ざした教育課程改革試案を示した。これは、民間側のはじめての自主研究で積みあげられたものということで関心を集めた。

この国側、民間側の二つの教育改革案の中で、家庭科の根本的な見直しが課題となってきた。家庭科が身近な生活事象を題材として、生活の科学的認識を深め、生活を切り開いてゆく力を育ててゆく教科であるのに、これまで本当に、生活自体を大切に教育がおこなわれてきたのであろうか？ と問い直されはじめた。

人権の尊重を重視していた筈の戦後の教育においても、人間が人間らしい生活を営むように、教育されてきたのであろうかと、見直されるようになった。

そして、この生活の見直し・創造を考えると、男女共修が再び問題となってきたのは、当然の結果である。

その上、昭和50年は国際婦人年であった。それ以後、女性解放運動、女性の自立性の確立などが国際的にもり上り、国内では、51年、52年と憲法および教育基本法公布30年目にあたり、個人の尊重、男女の平等、教育の機会均等等などが、改めて問い直されてきた時であった。

「婦人問題企画推進本部」では、昭和52年1月に、「男女の平等、相互の協力・理解について、学習を充実する」という問題がとりあげられた。これは、従来の「男は仕事、女は家庭」という役割分業を崩して、男性の家庭責任、女性の社会参加、男女平等の教育が求められるようになったためである。

総理府統計局の調査によると、従来の役割分業について支持する者が、昭和46年には83%であったのが、51年には49%に減っている実状や、女性の社会進出が目立ち、既婚女性の雇用者数がまして、共稼ぎの家庭が多くなったことも、家庭と職場の負担が女性の側から議論され、また家庭のことに無関心でいられなくなった男性の側からも、家庭生活に関して教育を充実する問題が出て、家庭科の指導について見直しの必

要に迫られた。それは、児童をとりまく生活環境の変化と、経済成長の過程が原因で、次々と生産される電化製品、既製品と過密化した中で遊び場の消失によって、児童が、家事の手伝いも能動的な仕事からも遠ざかってしまったためである。家事の手伝いや、遊びの中で自然に学んできた生活の知恵や技能が年々低下して、雑巾がしぼれない、鉛筆が削れない、身のまわりのことができない……という生活能力の低下としてあらわれてきた。

教育を通して、これまでの社会通念をかえること、現代の複雑多様化する生活問題に対処できる能力を育てること、家庭生活の創造、さらに家族の保健・栄養などを指導するには、小学校の第五・六学年だけでは不十分であり、ここからも、中学校・高等学校の家庭科の男女共修の問題が起ってきた。

しかし、一方では、「ゆとりのある楽しい学校、わかる授業」ということからの教育研究がはじまり、教科の統廃合が問題にされて、家庭科は廃止の対象にあげられた。

その理由は、家庭科は五、六年にしかなく、教科理論も不確立で、一般に軽視されていたこと、昭和24年頃から教育課程審議会で存廃が論じられつづけていたことなどである。

まず、小学校の家庭科の廃止あるいは時間減をうち出したのは、「全国小学校長会」と「日本教職員連盟」であった。ほかに、日本教職員組合の「教育制度検討委員会」と「中央教育課程検討委員会」である。

これらの検討では、小学校家庭科廃止や、男子に家庭科を課すことを止める提言とか、内容精選の問題等を条件として、「小学校五・六年に1時間設ければよい。」ということを行った。これは実態にもとづく全国調査であって、内容を他の教科に分散すべきであるとか、内容の一部だけ残し、他は中学校にうつすべきだなどの意見が廃止論に多く出た。

日本教職員連盟では、51年6月に「教育課程改善試案」を発表し、その中で廃止の提案理由

をあげて、①家庭科の目標としている「家庭生活の意義」「よりよい家庭生活をしようとする実践的態度」などは、いずれも重要な事項であるが、家庭教育にゆだねるべき内容も多く、また学校内で取り扱うべき内容についても、高学年ばかりでなく、低学年から学校生活の中で、たえず指導助言するのが好ましいと考えられる。②「衣食住」に関する知識、「技能の習得」についても、従来の指導は形式的に終わり、実生活に役立つほどのものは得られなかった。したがって、これらの内容については、給食指導、野外活動、クラブ活動、図画工作で適正に生活理念として低学年から指導するほうが効果的である」としている。「自由校時」という時間を各学年2～4時間設けて、この中で家庭科の内容の一部をとり扱うことも可能であるとしている。

これは現状を語っているともとれるが、廃止の理由にはなっていない。また、他の委員会でも家庭科で取り扱ってきた内容の一部を「総合学習」と「技術」の中でするように提案している。

このような動きを背景にして、教育課程改善の審議がすすめられてきた。

昭和51年12月に教育課程審議会が文部大臣に提出した「小学校・中学校および高等学校の教育課程の基準の改善について」の答申をうけて学習指導要領が改訂された。

この答申は、自ら考え正しく判断できる力をもつ児童・生徒の育成ということを重視しながら、達成すべきねらいをあげている。

- (1) 人間性豊かな児童・生徒を育てること。
 - (2) ゆとりのあるしかも充実した学校生活を送れるようにすること。
 - (3) 国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視するとともに児童生徒の個性や能力に応じた教育が行われるようにすること。
- などである。さらに人間性豊かな児童を育てるには、ひとりひとり、自ら考える力を養い創造的な知性と技能を育てること、自然愛や人間愛

を大切にす豊かな情操を養うこと、正しい勤労観を培うことなどの留意の必要性をあげている。そして、小・中・高と一貫した発達段階に応じた学習を各教科とも相互の関連と児童の適応性を十分考慮するようにと示されている。

小学校教育全般にわたる改善の重点として「直接手を使って、製作する活動や体験的な活動を通して物をつくることや働くことの喜びを得させるようにする」ことがあげられている。家庭科もこれにかかわる一端をになっている。

この「ゆとりある、しかも充実した教育」を目ざした審議会のまとめに基づき、昭和52年7月に小・中学校の改訂学習指導要領が告示され、昭和55年度より実施する。この改訂の要点は第二章、第7節（資料Ⅶ参照）家庭科の目標についてみると従来と基本的な考え方は同じであるが、衣食住などの基礎的な知識や技能の習得を単なる技能教育だけにならぬように、実践的な活動を生活の中で生かし、よりよくさせようとする意図がうかがえ、家庭科の性格を明確なものにしている。

43年度の学習指導要領においては、総括的な目標と、それを達成するための具体的な目標および各学年の目標で構成されていたが、今回は、教科の目標を中核的な事項にしぼって示すとともに、各学年の目標も児童の発達段階に応じて根本的理解と望ましい態度を育て、実践を通して明るい家庭生活を営むようにすすめている。

指導内容についても、内容の領域区分について、一層、有機的・統合的な指導が行われやすいようにするとともに、家庭科が実践的・体験的な学習を行う教科であるという性格をさらに明確にするという観点から、「家庭の領域内容を他の領域に統合して取り扱うことにして、「被服」「食物」および「住居と家族」の3領域に整理してある。

内容についても実践的な活動を通して学習することが困難な、高度な取扱いになりがちなものを、経験から判断し軽減したり、学年間や、小・中校間で内容の配分を行い、基礎的・基本

的事項を精選した。また地域や児童の実態に即して、教師の創意工夫を加えた学習指導が展開できるように材料・手法の選択の余地を広くしたり、弾力的に取り扱えるように配慮した。内容構成についても、時代の動きによる家庭生活の変化や児童の生活経験などに即応したものと、消費者としての基礎的知識についての配慮がしてある。

第五学年では、

A 被服—(1)被服のはたらきを知り、気温や季節に応じた日常着の着方並びに衛生的な下着の着方および選び方を理解させる。(2)洗たくに必要な洗剤および用具の使い方を理解させ、下着などの簡単な洗たくができるようにする。(3)日常の整理・整とんの仕方を工夫し、ボタンなどを付けることができるようにする。(4)簡単な袋および小物を製作することができるようにする。
B 食物—(1)日常食品に含まれている栄養素およびそのはたらきを知り、食品を組み合わせると必要があることを理解させる。(2)野菜の生食、ゆで卵、緑黄色野菜の油いためなどの簡単な調理ができるようにする。(3)簡単な間食を整え、すすめ方および食べ方を工夫し、団らんのを楽しくすることができるようにする。

C 住居と家族—(1)自分の持ち物の整理・整とん、床・窓などの清掃、清掃用具の取扱いおよびごみの処理が適切にでき、気持ちのよい住まい方を工夫することができるようにする。(2)家庭における家族の立場や役割を理解させ、自分の分担できる仕事の仕方を工夫し、家庭における仕事に協力することができるようにする。(3)家庭における仕事に役立つ簡単な物を、布などを用いて製作し、活用することができるようにする。

第六学年では

A 被服—(1)目的に応じた日常着の着方および選び方を理解させ、被服の整え方を工夫することができるようにする。(2)簡単な上着などの布地や汚れに応じた洗いを理解させ、その洗たくができるようにする。(3)日常着の手入れの仕方を工夫し、簡単なほころびなどを直すことが

できるようにする。(4)簡単なカバーやエプロンを製作することができるようにする。

B食物—(1)食物の栄養的な組合せを考えた—食物の献立を作り、栄養を考えた食物のとり方を理解させる。(2)米飯、みそ汁、卵料理、じゃがいも料理、サンドイッチ、飲み物などの簡単な調理ができるようにする。

C住居と家族—(1)住居のはたらきを知り、寒さや暑さを防ぐ住まい方、換気の仕方、暖房用具の安全な扱い方および採光や照明の仕方を理解させ、健康な住まい方を工夫することができるようにする。(2)家族の生活時間を考え、時間の有効な使い方を工夫し、家族生活に協力することができるようにする。(3)買物の仕方および金銭収支の記録などを工夫し、計画的な生活が必要であることを理解させる。(4)室内の美化や家族の生活に役立つ簡単な物を、布などを用いて製作し、生活を楽しくすることができるようにする。

などの内容になっている。さらに、各指導計画作成と各学年にわたる内容の取扱いについて、「単に知識と技能を習得させるだけでなく、それらを家庭と関連づけて理解させるとともに、つくる喜びや仕事の楽しさを味わわせるように配慮する必要がある。」¹⁰⁾と、明るい家庭づくりを目ざしている。

以上のように第V期においては、教育改革にねざした社会の要請による家庭科のあり方が検討され、「人間らしい人間の生活、家庭の環境づくりにむけられ、教育の手直しにせまられて出発している。家庭科の存廃の問題も潜在的な不安な状態の中で、今回もまた存置の要望や請願が数多く出され、現行どおりにとどまったが、かなりの苦境にあるといえる。今後10年の家庭科の実践の成果が大切である。

小学校の家庭科が、その自らの力で改革をすすめてゆくのによき理解者と、教師自身の長期にわたる真摯な研究、努力の成熟をまたねばならない。

結 語

社会の一つの単位としての家庭、この中で人間が最初に経験する生活、しかも最も緊密であり、最も長い生活が家庭生活である。人間生活の基盤であり、又、人間形成の基礎過程を展開する家庭生活を扱っている家庭科の中の、主として初等教育の変遷をたどってきた。(資料XI参照)

明治2年、京都に小学校が創立されて以来、明治、大正、昭和にわたって、主として家庭生活の内外をとりまく問題を扱った教育が、手芸、裁縫、家事、理科、芸能科として扱われてきて、戦後やっと新しい家庭科として教育課程の中にくみ込まれ、教科として確立されて今日に至っている。その歴史的変遷と教育制度、内容等を調べてきたが、教科として位置づけられる迄、また、特設が認められてからも、いつも社会情勢にふりまわされ、押し流され、その弱さから存廃論を絶えずくすぶらせて現在に至っている。しかも未だ今後の実践の成果が問題にされていることを知った。

そして、この研究過程で、いろいろのことを学んできた。その収穫の一つは、

「人間が人間らしく」生きるためには、教師としてはもちろんであるが、家庭生活を営む女性としても、先づ社会性と、主体性と、科学性と、芸術性をもって生きてゆく自覚が必要であると知ったことである。

家庭は社会の機構と機能につながり、家庭の民主化、近代化の問題は直ちに、社会の形成に影響を及ぼすものである。家族問題、家庭経済、生活時間や労働の改善、家庭の合理化など、そのまま国の政治や経済に結びつき、国際情勢とも関連してくるのである。

また家族としての一人一人が主体性をもって行動してゆくことは、やがては、その個人が社会の一部で、働くようになるとき、その情勢を自分で正しく事態を洞察し、自主的な判断を下し、責任と義務をわきまえた社会の一員として

の行動がとれるようになる。

さらに家庭生活の中で家事の処理をしてゆくには、総合された基礎科学を扱うことであるから、物理学も、化学も、生物学も、心理学も、美学も、建築学も、法学も、経済も、医学も、衛生学も、栄養学も、服飾構成も、保育学も、その他、ほとんどすべての科学の基本的要素が総合されてこそ、はじめて家庭が運営される。

そして、これらの知性と技術に加えて、情動的な要素があって、より豊かな家庭生活となる。単なる合理性や能率性だけでなく芸術性豊かな感覚が折りこまれて、うるおいとたしなみと、新しみが出てくるのである。

これらの社会性、自主性、科学性、芸術性の総合された家庭生活の中でこそ、人間が人間らしく生き、その生活の実践の中から次の時代が形成され、将来が豊かに開かれる。

家政学・家庭科はまさにその家庭生活の充実・発展のために必要な基礎的な能力や態度を育成してゆく目的をもった、総合教科であるからこそ、教育の場で正しく理解されることが望まれ、又、それに向って、たゆまない歩みを続けてゆくことを関係者に期待するものである。

今後の研究課題としては、この家庭科教育について、中等教育、高等教育においてはどのように制度上に位置づけられ、どんな指導目標をもち、教科内容としてどんな課程を組むのか、などを調べ、家庭科から家政学への発展について考察してゆきたい。さらににこれらの流れの中で「人間そのものが実在しうる在り方について」新しい方向を模索してゆきたい。

参考資料

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 資料 I | 昭和22年 学習指導要領 家庭科編 (試案)・家庭科の指導目標 |
| 資料 II | 昭和26年 小学校における家庭生活指導の目標 |
| 資料 III | 昭和31年 小学校学習指導要領 家庭科編 小学校家庭科の目標 |
| 資料 IV | 昭和33年 小学校学習指導要領 家庭目標・各学年の目標 |
| 資料 V | 昭和43年 小学校学習指導要領 家庭目標・各学年の目標 |
| 資料 VI | 昭和52年 小学校学習指導要領 家庭目標・各学の年目標 |
| 資料 VII | 昭和21年発行の教科書 第6学年(第二分冊) |
| 資料 VIII | 昭和29年発行の教科書 |
| 資料 IX | 昭和30年発行の教科書 |
| 資料 X | 家庭科教科書一覧 |
| 資料 XI | 初等教育における家庭科教育の制度および、使用教材等、一覧 |
| 資料 XII | 学校教育法施行規則 第24条の2別表 1. |

参 考 資 料

資料 I (本文 P. 55)

昭和二十二年

学習指導要領 家庭科編 (試案)

(昭和二十二年五月十五日発行)

第一章 家庭科の指導目標

I 総目標

家庭科の教育の全体を通じた目標としては、次のようなことが挙げられる。

1. 家庭において(家庭関係によって)自己を成長させ、また家庭及び社会の活動に対し自分の受けもつ責任のあることを理解すること。
2. 家庭生活を幸福にし、その充実向上を図って行く常識と技能とを身につけること。
3. 家庭人としての生活上の能率と教養とをたかめて、いっそう広い活動や奉仕の機会を得るようになすこと。

II 各学年別による目標

これらを、更に児童や青年の心身発達の如何と、その内容の発展とを考え、学年の程度に応じて、具体的に考えてみると、次のようになる。

第五ないし第六年

この学年のこの科目は、男女ともに課すべき家庭科であって、その考え方も教え方も中学校におけるものとは異なるべきである。

1. 家庭を営むという仕事の理解と、性別、年齢の如何にかかわらず家庭人としての責任ある各自の役割りと自覚。
2. 家人及び友人との間に好ましい間柄を実現する態度。
3. 自主的に自身の身のまわりの事に責任を持つ態度。
4. 食事の支度や食品に興味を持ち、進んでこれを研究する態度。
5. 家庭生活に必要な技術の初歩。
 - A 簡単な被服の仕立てと手入れ及び保存の能力。
 - B 家庭の普通の設備や器具を利用したり、よく手入れをしたりする能力。

資料 II (本文 P. 59)

昭和二十六年

小学校における家庭生活指導の目標

(昭和二十六年度～三十年度)

一般目標

一、理解

1. 衣食住をみだし、安全で幸福な家庭生活を営むために、家庭の人々はみな、何かの役割をもっている。
2. 家庭は相互に敬愛し、協力し合うべきものである。
3. 家庭や学校の生活では、自分に認められている権利と、果さなければならぬ責任とがある。
4. 家庭の生活は、社会の生活を離すことができない関係をもっている。

二、態度

1. 家庭や学校において、性別や年齢の差にかかわらず、自他の人格を尊重し、相互に協力しようとする。
2. 他の家族に対する礼儀をわきまえて、よい感じを与えるように行動する。
3. 家庭のできごとに関心をもち、他の家族に対して思いやりの気持をもつ。
4. 家庭や学校において、自分の責任は、ひとから言われなくても、これをやりとげようとする。
5. 家族が家庭奉仕的な仕事をしたり、各自の務を果すことに対して感謝や満足の気持をもつ。
6. 家庭や学校が健康で安全に保たれ、美しく秩序だっているのをこちよく感じ、これを維持増進しようとする。
7. 他の家族と道具や材料を分けあって使い仕事を分担してしようとする。
8. 家庭的厚生娯楽の価値を認め、それに興味をもつ。
9. 自分や他の家族の幸福を増進するために、自分の生活を反省し、向上しようとする。

三、能力技能

1. 家族や友だち、その他の人々と好ましい間がらを維持増進することができる。
2. 自分ひとりでやるべきことと、ひとの援助を必要とすることを正しく判断して実行すること

ができる。

3. 発達に応じて、家事の手伝いをする事ができる。
4. 家庭や学校において、いつどのようなことをすればよいかという機会を見つけることができる。
5. 日常生活を合理的に処理することができる。
6. 道具や設備を使用して、日常生活に必要な仕事をしたり、簡単な衣類や家庭用品を製作したり、簡単な食物を調理したりすることができる。
7. 家庭用の道具や設備の簡単な修理をすることができる。
8. 衣類をしまったり、簡単な修理をすることができる。
9. 仕事したり、物を作るのに必要な材料を適切に選択し、使用し保存することができる。
10. 簡単な家庭用品をじょうずに買うことができる。

四、習慣

1. 家庭でも学校でも、人々と調和して仕事をしたり遊んだりする。
2. 家庭や学校において、民主的生活に必要なきまりをよく守る。
3. 常に清潔で整った身なりをしている。
4. 寝起き、食事、活動や休息、はいせつをきまりよく実行する。
5. 自分の身のまわりをしまつする。

第一、二学年

一、理解

1. 家庭の生活を幸福にするために、家庭の人々は、みな何かの役割を分担している。
2. すべての家族が健康を保持するように心がけなければならない。
3. 家庭や学校では、健康と安全を保つために、いろいろのことをしている。
4. 家庭や学校では、みんなが楽しむための行事や設備もっている。
5. 家族や友だちは、男女の区別なく、互に尊敬し、親切に助け合うことがたいせつである。
6. 自分でしてよいこと、自分でしなければならぬこと、ひとに援助してもらわなければならないことがある。
7. 家庭の人々は、近所の人々と仲よくつき合わ

なければならない。

8. 村や町には、家庭生活が健康安全で幸福になるために働いてくれる人々がいる。

二、態度

1. 進んでひとを援助しようとする。
2. ひとの援助に対して感謝する。
3. 近所の人々とも親しくしようとする。
4. 小さな子どもをいたわろうとする。
5. 家庭内に起った変りごとに応じて行動しようとする。
6. 進んで自分の役割を果そうとする。
7. へやの内外を清潔で、きれいに保とうとする。
8. 同じ失敗をくりかえさないように気をつける。
9. 公共のために働いてくれる人々に感謝して協力する。

三、能力技能

1. グループの人々と計画して、遊んだり作業したりすることができる。
2. ひとつ援助をもとめる場合を判断することができる。
3. 髪をとかすことができる。
4. 自分でからだを洗うことができる。
5. おぜんだてや食事のあとしまつの手伝いをする事ができる。
6. 簡単な買物のお使いをすることができる。
7. 小さなこどもの遊び相手をする事ができる。
8. 物を使いやすいように考えて整頓しておくことができる。
9. ハンカチを洗うことができる。
10. ふとい針、あぶなくないはさみ、かなづち、のこぎりなどを使って簡単なものを作ることができる。
11. ほうきをうい、簡単なそうじをすることができる。

四、習慣

1. みんなできめた遊びや作業に、喜んで加わる。
2. きまりを理解して守る。
3. 自分の身なりを整えようとする。
4. 行儀よく食事する。
5. 偏食しないで、いろいろの食物をとる。
6. へやを清潔できれいにしている。
7. 使用したものを、他の人がすぐ使えるようにしまつしておく。

8. ことばを正しく用い、礼になかった行動をする。

第三、四学年

一、理解

1. 親（ときには兄弟姉も）は何らかの職業に従事して、一家をささえてくれる。
2. 家庭において、自分の役割は他の家族の役割と密接な関係をもっている。
3. 家庭や学校では、性別や年齢の差にかかわらず、すべての人々は互に尊敬し協力し合うべきものである。
4. 家庭や学校では、人々が話し合っしてごとや遊びの計画をたてると、いっそうよい結果が生ずる。
5. 村や町にはいろいろな公共施設があって家庭の人々に便利を与えてくれる。
6. みんなで協力してきまりをつくり、これをみんなで守ることは、家庭や学校の生活を幸福にするために欠くことのできないことである。
7. 自分たちには親せきや先祖の人々がある。

二、態度

1. 自分の権利とともに、他の家族や友だちの権利を尊重する。
2. 他の家族の喜びをともに喜び、悲しみをともに悲しむ。
3. 自分でよしあしを判断して行動しようとする。
4. 引き受けた仕事は、必ずやりとげようとする。
5. 病気にかからないように注意する。
6. 家の内外の目に見えないところにも注意して清潔を保とうとする。
7. 家の戸締りに注意する。
8. 家庭や学校で、個人的に、またグループで自分たちの生活（人々との関係、保健、仕事や遊びの内容、物や金銭、時間や労力の使い方等）を反省し、いっそうよくしようとする。

三、能力技能

1. ひとを招待したり接待したりすることができる。
2. 家庭の行事や団らんの計画に、自分も参加することができる。
3. 自分でなすべきことと、ひとの援助を求めることを正しく判断することができる。
4. 簡易な食事の準備を手伝うことができる。

5. 季節や天候、健康状態などを考えて、着用することができる。

6. まちがいなく買物をするすることができる。
7. 簡単なこづかい帳をつけることができる。
8. 順序を考えて仕事をすることができる。
9. 活動と休息に均衡を保つことができる。
10. 簡単な食物をつくったり、被服の簡単な手入れやしまつをするすることができる。
11. くつしたや、下着を洗たくすることができる。
12. はたき、ほうき、ぞうきんなどをじょうずに使ってそうじをすることができる。

四、習慣

1. 互に教えたり助け合っして、遊びや仕事をする。
2. 家庭や学校で人々とともに、きまりをつくり、個人として、グループとして、よくこれを守る。
3. 仕事に応じて身なりをととのえる。
4. よごれた衣服を自分で取り換える。
5. 適度の休息をとる。
6. 使用の便利を考えて、身のまわりのものをしまつする。
7. 家の内外を清潔で美しく整える。

第五、六学年

一、理解

1. 衣服・食物・住居は、家族の健康を保ち、生活の能率を高め、家庭生活の幸福を増進するよう配慮される必要がある。
2. 家庭の仕事は、家庭相互の立場を考えて適切に分担され、互に協力してなされるべきものである。
3. 家庭や学校で人々が民主的に協力するためには、人々が意見を自由に述べたり、すなおにきいたりする必要がある。
4. 自由の権利を尊重するとともに、他の家族や友だちの権利を尊重しなければならない。
5. 家庭の生活は、近隣・村や町・国・世界と離すことのできない関係をもっている。

二、態度

1. 他の家族や学校の友人の意見を尊重する。
2. 家庭の小さなできごとにも、常に関心をもっている。
3. たとえひとに認められなくても、責任を果たしたときは満足を感じ責任を果さなかったときには自己を責める。

4. どうしたら家庭や学校が常に健康安全で秩序を保ち、いっそう楽しいところになるかをくふうして、自分としてできるだけのことをしようとする。

三、能力技能

1. 友だちをじょうずにもてなし、来客を応待することができる。
2. 老人や病人、幼児などの心を察して、せわをすることができる。
3. 自分の日常生活に関することは、ほとんどすべて、ひとにいわれないでも、自分ですることができる。
4. 自分で仕事を見つけて手伝いをする。
5. 物や金銭、時間や労力などを合理的に使用することができる。
6. へやの物の置き方を、使用上便利であるように整えることができる。
7. 簡単な家庭用具や幼児のおもちゃなどを作ることができる。
8. 材料を適切に選択し、簡単な被服の製作や修理をすることができる。
9. 下着類の洗たくをすることができる。
10. 献立をつくり、材料を適切に選択し、簡単な調理をすることができる。
11. 裁縫や調理に使用する道具を用意したりしまったりすることができる。

四、習慣

1. 遊びや仕事をみんなできめ、喜んで参加する。
2. 家族や友人と遊びや仕事をするとき、自分が指導者になったり、他の人の指導に快く従う。
3. 民主的な方法できまりを改善し、新しいきまりをよく守る。
4. 自分の被服の修理や管理をする。
5. とこをとったり、あげたりする。
6. 仕事の便利を考えて、家庭や教室にあるものを整える。
7. 家庭や教室の飾りつけを、ときどきかえる。

資料 Ⅲ (本文 P.60)

昭和三十一年

小学校学習指導要領 家庭科編

(昭和三十一年度～三十五年度)

第2章 小学校家庭科の目標

第1節 小学校家庭科の目標

前章で述べた小学校家庭科の意義を実現するためには、次の目標によって指導を行うことがたいせつである。

1. 家庭の構造と機能の概要を知り、家庭生活が個人および社会に対してもつ意義を理解して、家庭を構成する一員としての責任を自覚し、進んでそれを果そうとする。
2. 家庭における人間関係に適應するために必要な態度や行動を習得し、人間尊重の立場から、互に敬愛し、力を合わせて、明るく、あたたかい家庭生活を営もうとする。
3. 被服・食物・住居などについて、その役割を理解し、日常必要な初歩の知識・技能・態度を身につけて、家庭生活をよりよくしようとする。
4. 労力・時間・物資・金銭をたいせつにし、計画的に使用して、家庭生活をいっそう合理化しようとする。
5. 家庭における休養や娯楽の意義を理解し、その方法を反省くふうして、いっそう豊かな楽しい家庭生活にしよう。

資料 Ⅳ (本文 P.63)

昭和三十三年

小学校学習指導要領

(昭和三十六年度～四十五年度)

第2章 各教科

家庭

第1 目標

1. 被服・食物・すまいなどに関する初歩的、基礎的な知識・技能を習得させ、日常生活に役だつようにする。
2. 被服・食物・すまいなどに関する仕事を通して、時間や労力、物資や金銭を計画的、経済的

に使用し、生活をいっそう合理的に処理することができるようになる。

3. 健康でうれしいのある楽しい家庭生活にできるように、被服・食物・すまいなどについて創意くふうする態度や能力を養う。
4. 家庭生活の意義を理解させ、家族の一員として家庭生活をよりよくしようとする実践的態度を養う。

家庭科は、第四学年までにおける家庭生活についての経験や学習の発展に即応し、組織的、実践的な指導を行うため、第五学年から置かれるものである。

上に掲げた目標は、相互に密接な関連をもつものである。目標1は、家庭科で指導すべき中心的なねらいであり、目標2および3は、目標1のねらいを具体的、重点的に示したものであって、この指導にあたっては家庭科の特性上、常にその根底において目標4が考慮されなければならない。

第2 各学年の目標および内容

第五学年

一、目標

- (1) 日常の身なりを整えたり、被服を清潔に保ち、正しくしまつしたりする初歩的な知識・技能を身につけさせる。
- (2) 布と糸や針を用いて簡単な日常用いる身のまわりのものを作らせ、製作に関する初歩的な知識や基礎的な技能を身につけさせるとともに、製作の喜びを味わわせる。
- (3) 食事のしたくやあとかたづけのしかたを習得させ、進んで、手伝おうとする態度を養うとともに、日常の食事作法を身につけさせる。
- (4) 日常の食物の栄養について理解させ、調理の初歩的な知識や基礎的な技能を身につけさせる。
- (5) すまいの清掃や整理・整頓に関する初歩的な知識や技能を身につけさせ、気持よく住まおうとする態度を養う。
- (6) 家族の一員として自分の役割を知り、家庭の仕事に協力し、楽しい家庭生活を営もうとする態度を養う。

第六学年

一、目標

- (1) 日常生活において目的に応じた被服の着方や

被服の手入れができ、被服生活を計画的に営むようにさせる。

- (2) 簡単な被服や布・糸利用の日用品をくふうして製作し、被服に関する基礎的な知識・技能を身につけさせる。
- (3) 日常食の栄養的な取り方について理解させ、調理に関する初歩的な知識や基礎的な技能を身につけさせるとともに、調理を能率的に安全にしようとする態度を養う。
- (4) 食事のもつ社交的意義を知り、望ましい態度で食事ができるようにする。
- (5) 健康で合理的なすまい方をくふうし、すまいの美化やすまい方の改善に関心をもたせ、これを実行する態度を養う。
- (6) 家庭の機能を理解し、家族と協力して、家庭生活の向上を図り、時間や労力、物資や金銭を合理的に使用する態度を養う。

資料 V (本文 P.66)

昭和四十三年

小学校学習指導要領

(昭和四十六年度～五十五年度)

第2章 各教科

家庭

第1 目標

日常生活に必要な衣食住などに関する知識、技術を習得させ、それを通して家庭生活の意義を理解させ、家族の一員として家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度を養う。

このため、

1. 被服、食物、すまいなどに関する初歩的、基礎的な知識、技能を習得させ、日常生活に役だつようにする。
2. 被服、食物、すまいなどに関する仕事を通して、生活をいっそう合理的に処理することができるようにする。
3. 被服、食物、すまいなどについて創意くふうし、家庭生活を明るく楽しくしようとする能力と態度を養う。
4. 家族の立場や役割を理解させ、家族の一員と

して家庭生活に協力しようとする態度を養う。

第2 各学年の目標および内容

第五学年

1. 目標

- (1) 日常の身なりを整え、被服を清潔に保ち、正しくしまつする能力や態度を身につけさせるとともに、布と糸や針を用いて簡単な身のまわりのものを作らせ、製作に関する初歩的、基礎的な知識、技能を習得させる。
- (2) 日常の食物の栄養について理解させ、調理に関する初歩的、基礎的な知識、技能を習得させるとともに、日常の食事作法を身につけさせる。
- (3) すまいの清掃や整理・整頓に関する初歩的な知識、技能を身につけさせ、家族と協力して気持ちよく住まおうとする態度を養う。
- (4) 家族の一員として、自分の役割や家族の立場を理解して、仕事に協力し、楽しい家庭生活を営もうとする態度を養う。

第六学年

1. 目標

- (1) 日常生活において、目的に応じた被服の着方や手入れができ、簡単な被服や布糸を利用した日用品などをくふうして製作し、被服に関する初歩的、基礎的な知識、技能を習得させ、あわせて被服生活を計画的に営むようにさせる。
- (2) 日常食の栄養的なとり方について理解させ、調理に関する初歩的、基礎的な知識、技能を身につけさせるとともに、食事のもつ社会的意義を理解し、望ましい態度で食事ができるようにする。
- (3) 健康で合理的なすまい方をくふうし、すまいの美化やすまい方の改善に関心をもたせ、これを実践する態度を養う。
- (4) 家族と協力して家庭生活の向上につとめ、家庭生活についての理解をいっそう深めさせる。

資料 VI (本文 P.69)

昭和五十二年

小学校学習指導要領

(昭和五十五年度～)

第7節 家庭

第1 目標

日常生活に必要な衣食住などに関する実践的な活動を通して、基礎的な知識と技能を習得させるとともに家庭生活についての理解を深め、家族の一員として家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる。

第2 各学年の目標及び内容

第5学年

1. 目標

- (1) 布を用いた身のまわりの簡単な物の製作及び日常着の手入れができるようにするとともに、その保健衛生的な着方を理解させ、身なりを整えることができるようにする。
- (2) 簡単な調理ができるようにするとともに、食物の栄養について理解させ、望ましい態度で食事ができるようにする。
- (3) 清掃、整理・整頓及び仕事に役立つ簡単な物の製作ができるようにするとともに、家庭における仕事や役割を理解させ、協力して家庭生活を明るくしようとする態度を育てる。

第6学年

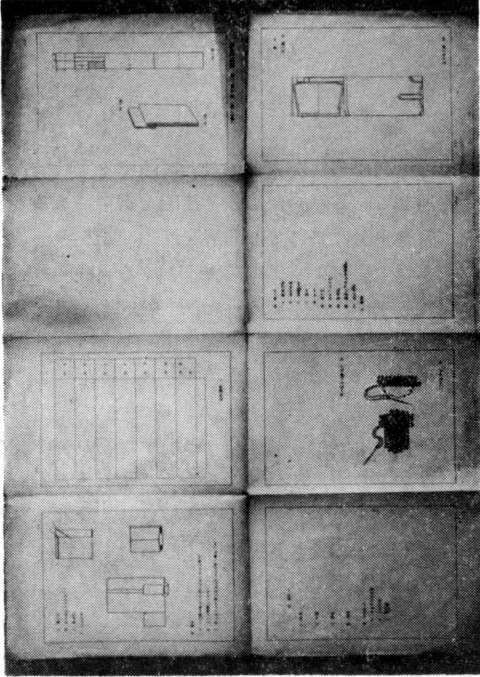
1. 目標

- (1) 布を用いた身のまわりの簡単な物の製作及び日常着の手入れができるようにするとともに、目的に応じた日常着の着方及び選び方を理解させ、被服を整えることができるようにする。
- (2) 簡単な調理ができるようにするとともに、日常食の栄養的なとり方及び会食のもつ社会的意義を理解させ、簡単な食事を整えることができるようにする。
- (3) 健康な住まい方の工夫及び生活に役立つ簡単な物の製作ができるようにするとともに、家庭における家族の生活を理解させ、協力して家庭生活をよりよくしようとする態度を育てる。

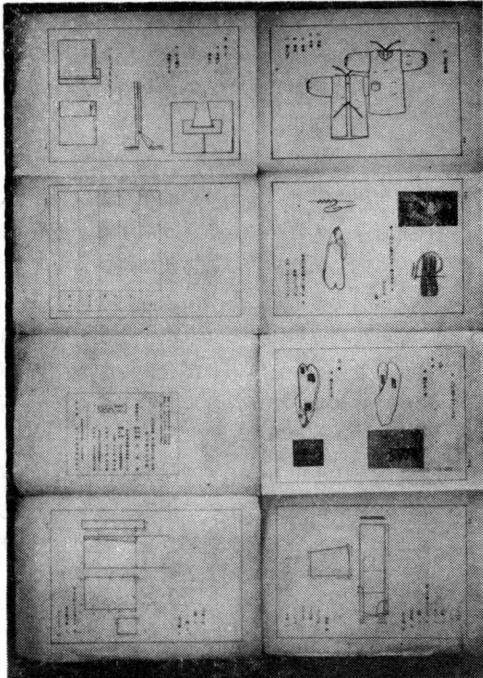
資料 VII 昭和21年発行の教科書 第6学年(第二分冊)(本文 P.65)

(昭和21年4月25日 印刷, 6月15日 発行 文部省)

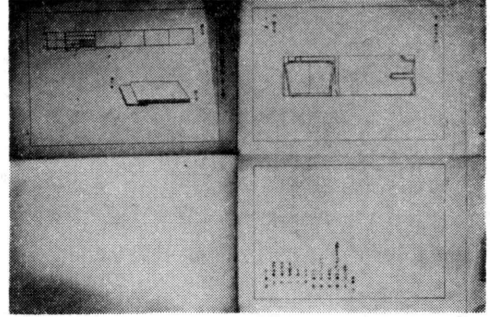
全紙(表)



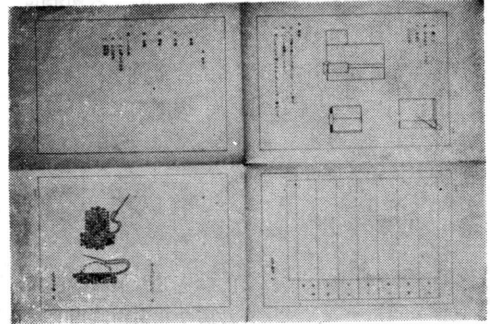
全紙(裏)



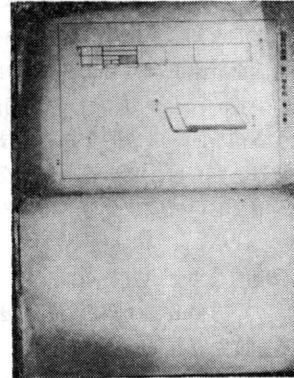
1/2紙(表)



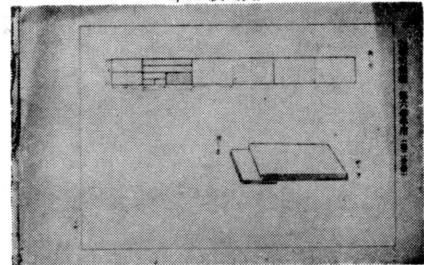
1/2紙(裏)



1/8紙(表)



1/16紙(表)



資料 VIII 昭和29年発行の教科書(本文 P.65)

(文部省指導の手引・愛媛県教育課程に準拠する)

小学家庭 五年 小学家庭(昭和29年5月発行) 六年
もくろく 目次

1. 私の一日…………… 1
 2. そうじ…………… 3
 3. 食事の手伝い…………… 9
 4. 夏休みの計画……………15
 5. 夏休みの反省……………16
 6. よいみなり……………17
 7. 身のまわりの整とん……………28
 8. 防寒用具のせいさく……………30
 9. お正月のしたく……………34
 10. 冬休みの計画……………39
 11. よいおもり……………41
 12. ひな祭……………45

1. 明るい家庭…………… 1
 2. すまいの清潔と美化…………… 3
 3. やさしいかんご…………… 9
 4. 健康なからだ……………14
 5. 夏休みの計画と反省……………22
 6. 正しい食事……………23
 7. 冬のしたく……………41
 8. よい暮らし方……………54
 9. 卒業の記念品づくり……………57
 10. お別れの茶話会……………64

私の一日

1 生活のはんせい
 ・信夫さんたちの組では、五年生になってはじめての家庭科の時間は、「家庭のくらし方をしっとよくするためにどうしたらよいか。」ということが問題になりました。


正子さんは、「家庭での私たちの今までのくらし方を反省してもっと進んでおてつたいをしたらよいでしょう。」と……しました。みんなもつぎつぎ意見をのべました。

自分のことはできるが自分です。

おおあさんのおてつたいをしようと思ひます。

おおあさんのおてつたいをしようと思ひます。

今までより親さまをいっさいがらうとすなはれにあらうと思ひます。



信夫さんのうちは大せいの家庭です。
 千代子さんのおうちはおとうさんとおかあさんとの三人です。みなさんのおうちのようすはどうですか。みなさんも今までのくらし方について、いろいろはんせいして、うちでよこはれる人になりましょう。

2 家族の仕事しらべ
 信夫さんは話合っているうちに家庭の一人としてよい暮らし方

1. 明るい家庭

六年生になりました。一郎さんの組では五年生の家庭科学習を反省して、今年はどうしたら一そう明るい家庭生活ができるか、研究しようということになりました。私たちも話し合ってみましょう。

1. 話し合い

明るい家庭生活をするにはどんな心がけが大切か、どんなことを実行したらよいか、どしどし意見を発表して下さい。

物を大切に、お金をむだづかないように心がけよう。

今年も旅行をきをつけて、ぎまわりよくしたいと思ひます。

みんななかよく助け合つて楽しくくらします。

さがしものしなないですむように、よくせいとんします。

いつからだをきれいに洗つてみんなが清潔にかがらぬようにします。

すきまをすめて、からだをじょうぶにします。

わがままをいったり自分かたでなことをして人にめいわくをかけないようにします。



先生が六年生ではどんなことを学習したらよいでしょうかと……しやいました。

東京家政大学生生活科学研究所研究報告第3集

資料 IX 昭和30年発行の教科書(本文 P. 65)

文部省「小学校家庭生活指導の手引き」準拠「わたしたちの家庭」(昭和30年3月印刷)

東京家政大学家政教育研究室編 五年用

目次

1. 五年生の教室	2
2. 子どもの日	9
3. よい身なり	13
4. 夏のくらし	22
5. 食事	26
6. 楽しい遠足	33
7. 冬のしたく	37
8. 年のくれとお正月	45
9. お客さま	48
10. 家のもののために	56
11. ひなまつり	62

資料

小学家庭科指導書 1961(昭和36年)編入

五年

もくじ

I まえがき	3
II 小学校の家庭科について	6
III 年間指導計画表	16

IV 指導要領と教科書の題材内容との関連	18
V 題材の解説と学習指導	19
1. きれいなすまい	21
2. わたしたちの身なり	35
3. わたしたちの食事	50
4. 身のまわりの整とん	65
5. 客の応待とほうもん	73
6. ミシン	83
7. よい食事	93
8. わたしたちの家族	105

六年

もくじ

I まえがき	3
II 小学校の家庭科について	6
III 年間指導計画表	16
IV 指導要領と教科書の題材内容との関連	18
V 題材の解説と学習指導	19
1. 健康なすまい	20
2. 衣服の手入れと保存	28
3. 夏のくらし	41
4. へやを美しく	51
5. こんだてと調理	59
6. 冬のくらし	70
7. わたしたちのくふう	79
8. 楽しい会食	82
9. わたしたちの家庭	89

資料 X 家庭科教科書一覧(本文 P. 65)

書名	編著者	発行所	検定年	発行年	記号	号
わたしたちの家庭 5	青木誠四郎他	二葉	—	30	L170	113
〃 6	〃	〃	—	〃	〃	2〃
たのしい家庭 5年	石山修平他	教図	35	35	〃	3〃
〃 6年	〃	〃	〃	〃	〃	4〃
家庭 5年	稲垣長典他	信教	—	〃	〃	5〃
〃 6年	〃	〃	—	〃	〃	6〃
小学家庭 5	武田一郎他	開隆堂	—	〃	〃	7〃
〃 6	〃	〃	—	〃	〃	8〃
家庭 5年	木宮乾峰他	二葉	35	〃	〃	9〃
〃 6年	〃	〃	〃	〃	〃	10〃

宮崎・藤本・宇高：人間的観点からの家政学・家庭科の分析

家庭科	5年	倉沢 剛他	国際	35	35	L170	1113
〃	6年	〃	〃	〃	〃	〃	12〃
あたらしい家庭科	六年	高尾こいし	啓文社	—	32	〃	13〃
小学家庭科	5年	重松伊八郎他	学芸	—	35	〃	14〃
	6年	〃	〃	—	〃	〃	15〃
新しい家庭科	5	海後宗臣他	東書	—	〃	〃	16〃
〃	6	〃	〃	—	〃	〃	17〃
〃	5年	学習指導の研究	〃	〃	—	〃	18〃 T
〃	6年	学習指導の研究	〃	〃	—	〃	19〃 T
小学生の家庭科	5年	松平友人他	中教	35	—	〃	20〃
〃	6年	〃	〃	〃	〃	〃	21〃
小学校家庭	5年	山本キク他	学図	〃	〃	〃	22〃
〃	6年	〃	〃	〃	〃	〃	23〃
家庭	5年	木宮乾峰他	教出	〃	37	〃	24〃
〃	6年	〃	〃	〃	〃	〃	25〃
新しい家庭科	5	氏家寿子他	東書	—	45	〃	26〃
〃	6	〃	〃	—	〃	〃	27〃
小学校家庭科	5	武田一郎他	開隆堂	—	〃	〃	28〃
〃	6	〃	〃	—	〃	〃	29〃
〃	5	〃	〃	45	48	〃	30〃
〃	6	〃	〃	〃	〃	〃	31〃

資料 XI 初等教育における家庭科教育の制度および、使用教材等、一覧(本文 p.70)

年代	法令	学科目	学年と時間数									備考
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	
明治5年	学制 小学教則	手芸										女児小学 学令 満6~14才 教科書として 「西洋衣食住」 「学問のすすめ」「啓蒙知恵の輪」等
		読本	6	4								
		読本講			6	6	6	4	4			
" 12年	教育令	裁縫									学令 満6~14才	
" 13年	教育令改正	裁縫				3	3	3	3	3		
" 14年	小学校教則綱領	家事経済								3	経済の代りに女兒に「家事経済の大意」を指導	
" 19年	小学校令	裁縫					3	3	3	3	尋常科においては、地方の状況により加えることができる。	
" 23年	小学校令改正	裁縫					3	3	3	3	尋常小学校では女兒のために裁縫を加えることができる。	
" 33年	小学校令改正	裁縫			0	0	3	3			高等科2年制 尋常小学校では随意科とすることができる。 高等科3年制 0は時間数の規定はない。 高等科4年制 裁縫は毎週12時間以下において時数を増すことができる。 理科の中でつとめて家事の内容を授ける。	
					0	0	3	3	4			
					0	0	3	3	4	4		
" 40年	小学校令改正	裁縫		1	2	3	3	4	4	6	必須	
" 44年	小学校令 施行規則改正	裁縫		1	2	3	3	5	5	7	必須	
		理科 中等家事						1	1	1	理科の中で「家事の大意」を教える	
大正8年	小学校令改正	裁縫			2	3	3	4	4	4	必須	
		家事						0	0		随意科目又は選択科目	
" 15年	小学校令改正	裁縫			2	3	3		4	4	必須	
		家事										
昭和16年	国民学校令	芸能科裁縫			2	2	2		5	5	必須	
		芸能科家事										
" 20年										戦後漸定期		
" 22年	学校教育法	家庭科					3	3			中・小学校学習指導要領 家庭科編(試案) 男女共学	
" 26年	学校教育法	家庭科					2~ 2.5	2~ 2.5			「学習指導要領改訂版」による 「小学校家庭生活指導の手びき」(全学年)	
		家庭生活指 導										
" 31年	学校教育法	家庭科					2~ 2.5	2~ 2.5			小学校「改訂指導要領」家庭編	
" 33年	学校教育法	家庭科					2	2			小学校「学習指導要領」の改訂 34.35年移行 36年実施	
" 43年	学校教育法	家庭科					2	2			小学校「学習指導要領」の改訂	
52年~	学校教育法	家庭科					2	2			小学校「学習指導要領」の改訂 55年実施	

T.3

国定I期

S.8

国定II期

S.19

国定III期

S.20

資料Ⅱ 「学校教育法施行規則，第24条の2 別表1」(本文 P.66)

区 分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
各教科の 授業時数	国 語	272	280	280	280	210	210
	社 会	68	70	105	105	105	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科	68	70	105	105	105	105
	音 楽	68	70	70	70	70	70
	図画工作	68	70	70	70	70	70
	家 庭					70	70
	体 育	102	105	105	105	105	105
道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35	
特別活動の授業時数	34	35	35	70	70	70	
総 授 業 時 数	850	910	980	1,015	1,015	1,015	

資料の収集をはじめ、撮影、コピーなどを通して、いろいろご指導をいただいた、東書文庫の皆様、国立教育研究所の皆様、本学図書館・児童教育教材研究室の皆様方に、深く感謝いたします。

また、本稿の執筆について、ご指導いただき終始激励してくださいました本学生活科学研究所所長津郷友吉博士、資料の収集・撮影および整理にあたって、ご協力いただいた書記補の木村千鶴氏、研修生の草間みち子氏に、心より御礼を申し上げます。

注・引用文献

- 1) 大滝ミドリ・藤本やす・白鳥つや子：人間的観点からの家政学・家庭科の分析・東京家政大学生活科学研究報告，第1集・1978，P.28
- 2) 文部省：学制百年史資料編・ぎょうせい・1976，P.13
- 3) 文部省：前掲書・P.30
- 4) 文部省：前掲書・P.81
- 5) 教育史編纂会編集：明治以降 教育制度発達史・第4巻・P.61・龍吟社・1938.
- 6) 教育史編纂会編集：明治以降 教育制度発達史・第5巻・P.96～97・龍吟社・1939
- 7) 文部省：前掲書・P.52
- 8) 文部省：前掲書・P.52
- 9) 文部省：前掲書・P.53

- 10) 常見育男：家庭科教育史・P.336・光生館・1976
- 11) 文部省：昭和22年度学習指導要領・家庭科編(試案)1957
- 12) 大学家庭科研究会・年報・第2集・1974
- 13) 文部省：前掲書・P.74
- 14) 文部省：小学校家庭生活指導の手びき・1951
- 15) 文部省：小学校学習指導要領・1956
- 16) 文部省：小学校学習指導要領・1958
- 17) 文部省：小学校学習指導要領・1968
- 18) 文部省：小学校学習指導要領・1977

参考文献

- 1) 岡村喜美：家庭科教育史の歴史的展望・東京学芸大学紀要・第8集・1956
- 2) 文部省：日本における教育改革の進展・1950
- 3) J. S. Mill：The subjection of Women. 1869
- 4) 文部省：新教育指針・1946
- 5) 関谷嵐子：家庭科教育・7月増刊号・1977
- 6) 成瀬仁蔵：女子教育(大隅重信撰：開国五十年史・明治40年)
- 7) A. N. Whitehead：the Aims of Education. 1929
- 8) 家庭科の男女共修をすすめる会編：家庭科・なぜ女だけノ・ドメス出版・1977

東京家政大学生生活科学研究所研究報告第3集

- 9) 和田典子：男女共修の家庭科・頸草書房・1975
- 10) 和田典子：婦人解放と女子教育・頸草書房・1975
- 11) 常見育男：家政学成立史・光生館・1971
- 12) 唐沢富太郎：教科書の歴史・創文社・1970
- 13) 高木葉子：小学校家庭科の廃止論をめぐって・年報・家庭科教育研究・第5集・1977
- 14) 文部省：小学校における家庭生活指導の手びき・明治図書・1951
- 15) 山本キク他：家庭科教育・教育大学講座・第26巻・金子書房・1951
- 16) 文部省：ホームプロジェクトの手びき・中央書籍・1952
- 17) 文部省：小学校家庭指導書・開隆堂出版・1962
- 18) 文部省：小学校家庭科における評価・光風出版・1965
- 19) 鹿内瑞子：小学校教育課程講座「家庭」・帝国地方行政会・1968
- 20) 村上俊亮他：家庭教育指導事典・帝国地方行政学会・1969
- 21) 文部省：小学校指導書家庭科編・開隆堂・1969
- 22) 文部省：小学校指導書家庭科編・東京書籍・1978